

平成29年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成29年8月22日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 17時37分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

委員 小原 良

委員 中村 香

【出席職員】

教育次長 西 義行

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 小椋 信也

総務部担当部長 橋谷 由紀

教育環境整備推進室長 野本 宏一

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 池之上 健一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

健康給食推進室担当課長 古俣 和明

生涯学習推進課長 大島 直樹

健康給食推進室担当係長 亀村 豊

生涯学習推進課係長 栗須 正則

企画課担当係長 外山 裕一

健康給食推進室担当課長 北村 恵子

企画課職員 齋藤 奈津美

健康給食推進室担当係長 川上 克哉

企画課職員 横田 和也

教職員人事課長 広瀬 進

庶務課課長補佐 武田 充功

教職員人事課課長補佐 宮川 匡之

庶務課経理係長 大島 崇

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 中村 香

委員 濱谷 由美子

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から17時00分までといたします。

3 会議録の承認

【渡邊教育長】

4月の定例会、5月の臨時会、定例会、及び6月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それではそのようにいたします。

なお、修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出をお願いいたします。

4 傍聴（傍聴者 11名）

【渡邊教育長】

傍聴でございますが、本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条の規定により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可いたします

5 議事日程

【渡邊教育長】

本日の日程はお手元に配布のとおりでございますけれども、議事の都合上、順番を入れかえさせていただきますと思いますので、御了承願います。

6 非公開案件

【渡邊教育長】

非公開案件についてでございますが、

報告事項No. 3、報告事項No. 5、報告事項No. 6、報告事項No. 7、及び議案第38号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、

報告事項No. 4は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、

議案第39号、及び議案第40号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

では、異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 3、報告事項No. 5、報告事項No. 6、報告事項No. 7、及び議案第38号につきましては、議会での提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

7 署名人

【渡邊教育長】

次に署名人でございます。本日の会議録署名人は、川崎市教育委員会会議規則第15条の規定により、中村委員と濱谷委員をお願いいたします。

8 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

【渡邊教育長】

それでは、まず、報告事項Ⅰのところに入ります。

「報告事項No.1 叙位・叙勲について」でございます。説明を庶務課長にお願いいたします。

【池之上庶務課長】

「報告事項No.1 叙位・叙勲について」、御報告を申し上げます。高齢者叙勲を受けられた方が2名、死亡叙位を受けられた方が2名いらっしゃり、その受賞者氏名等につきましては、お手元の資料に記載のとおりでございます。

高齢者叙勲についてでございますが、初めに関野先生におかれましては、昭和24年4月に教職の道を歩み始められ、平成元年に川崎市立工業高等学校長として退職されるまでの40年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。工業教育実習施設の整備拡充に奔走し、理論とともに実習・作業を重視する指導方針が定着するよう意を注ぎ、工業教育の充実に大きく寄与されました。また、PTAや地域の協力のもとに学校経営を展開し、教育をめぐる諸環境を整備し、校舎全面改築や学科改編への道筋をつけるなど、高等学校教育の発展に多大な功績を残されました。

次に、浪江先生におかれましては、昭和22年7月に教職の道を歩み始められ、平成2年に川崎市立旭町小学校長として退職されるまでの42年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。校長時代は子どもたちの心情を育てる情操教育を重視した学校経営を推進されました。版画指導や図画工作指導に卓越し、児童のみならず、教職員に向けての研修の講師としても活躍され、川崎市立小学校図工研究会、川崎市造形教育連合会、川崎教育版画的の会等の要職を歴任し、本市の版画教育の普及推進に大きく貢献されました。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。

死亡叙位についてでございますが、初めに米本先生におかれましては、昭和27年4月に教職の道を歩み始められ、平成2年に川崎市立西中原中学校長として退職されるまでの38年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。校長時代は不登校生徒のための相談指導学級の開設、生徒の個性や能力に応じた教育研究の推進のほか、川崎市立中学校教育研究会社会科部会長、川崎市立中学校長会長、川崎市立中学校体育連盟会長等の要職を歴任し、優れたリーダーシップで中学校教育の抱える諸課題の解決に向けて取り組まれ、多大な功績を残されました。

次に、小賀先生におかれましては、昭和22年4月に教職の道を歩み始められ、昭和62年に川崎市立西御幸小学校長として退職されるまでの40年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。校長時代は一人ひとりが主体的に取り組む社会科学習、効果的な資料選択と教材化を掲げ、地域の教育力を活用した地域に根差した学校づくりに取り組まれるとともに、縦割り活動や全校遠足を取り入れるなど、特別活動の研究にも力を注ぎ、小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

いずれの先生方もその長年の教育功勞に対して、叙位・叙勲を受けられたものでございます。報告No.1につきましては、以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問などはございますでしょうか。よろしいです

か。

それでは、報告事項No.1について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1は、承認といたします。

報告事項 No. 2 中学校給食に係る取組状況等について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.2 中学校給食に係る取組状況等について」でございます。説明を、健康給食推進室担当課長にお願いいたします。

【古俣健康給食推進室担当課長】

それでは、「中学校給食に係る取組状況等について」、御説明させていただきます。

中学校給食の実施に当たりましては、実施に向けた課題につきまして授業の進捗にあわせて検討を進めてきたところでございますが、今回まとまりました計画等につきまして、報告をさせていただきます。

資料1「川崎市南部学校給食センター長期修繕計画書」をごらんください。

はじめに、1ページをごらんください。「1. 目的」でございますが、学校給食センター施設を良好な状態に保つためには、機械設備や調理機器等に対する点検、維持補修が不可欠でございます。継続的に給食を提供することができるよう計画的な修繕を実施すること等を目的としております。

次に「2. 計画期間」でございますが、維持管理・運營業務期間となる平成29年度から平成43年度までの約15年間、及び事業期間終了後15年間の合計約30年間の計画期間でございます。

2ページをごらんください。「3. 長期修繕計画の基本的な考え方について」でございますが、建築物、設備、付帯施設の主な項目ごとに、各部材の耐用年数、利用実態、維持管理業務等を考慮の上、部分補修、更新、オーバーホール、改修等を実施する時期を計画しておりまして、各建築部材や設備、部品等については、「建築物のライフサイクルコスト」によるほか、それぞれのメーカーが推奨する耐用年数等を考慮して計画しているところでございます。

次に2ページ、下段にまいりまして、「4. 維持管理業務期間における主な修繕計画の概要」でございますが、維持管理・運營業務期間中に発生する修繕業務は、市の帰責事由、不可効力を除き、すべて事業者の事業範囲となっており、「(1) 主な修繕計画内容」の記載のとおり計画しているところでございます。

3ページにまいりまして、「(2) 年間維持管理計画との関係」でございますが、計画に基づく

日常点検による蓄積データや修繕履歴を活用し、将来発生が予測される不具合や、その発生を防ぐ方策を検討し、長期修繕計画の時点修正を行うこととしているところでございます。

3 ページの下段にまいりまして、「5. 維持管理運営業務終了時及び終了後の考え方」についてでございますが、事業者は事業期間終了後の改修または更新の必要性等について調査し、事業期間終了の1年前までに、調査報告書を作成し、市に提出することとしております。また、事業期間終了後においても引き続き給食センターをそのまま利用できるように、市が利用期間終了時に検査を行うこととしております。

4 ページにまいりまして、中段をごらんください。「(2) 大規模修繕の考え方」でございますが、事業期間終了後に市が計画的な大規模修繕を行う予定としており、部分改修のサイクルや各部材の耐用年数等を踏まえ、20年目に実施することとしておりますが、事業期間終了前の見直しにおいて、施設の劣化状況や財政状況等を踏まえた大規模修繕の計画を精査することとしております。

事業機関終了後の計画については、「(3) 事業期間終了後の主な計画条件」の記載のとおり各条件において計画しているところでございます。

5 ページをごらんください。「(4) 事業期間終了後、市が実施する修繕等費用の想定額」につきましては、約17億4,000万円を想定しているところでございまして、維持管理運営業務期間及び、維持管理運営業務期間を通した修繕等費用の概算額の内訳は中段の表のとおりでございます。

次に5ページ下段にまいりまして、「6. 長期修繕計画の見直し等」についてでございますが、設備の使用状況、劣化状況、過去の修繕状況等に応じて、市と事業者にて協議の上、年間維持管理業務計画の策定や長期修繕計画の時点修正を行ってまいります。

また事業期間終了3年前の時点より、長期修繕計画の見直しを行い、事業期間終了前年には部分補修、部分更新の修繕をするとともに、長期修繕計画の更新を行ってまいります。

「川崎市南部学校給食センター長期修繕計画」につきましては、説明は以上でございます。

次に、資料2「川崎市南部学校給食センター配送計画」をごらんください。

南部学校給食センターの配送対象校につきましては、本年6月より事業者により実際の配送車両を用いた試走を各校とも表の一番右側の欄に記載した回数につき、実施をしたところでございます。その試走結果を踏まえ、事業者と協議を行い、より安定的に配送を実施するため、最終的に確定したものでございます。

平成27年10月段階の事業者提案に基づく配送計画と比較して、南部につきましては、平均配送時間が約32分から約31分へ、約1分短縮。最小配送時間も80分から55分へ、25分短縮した計画となったところでございます。なお、今後中部及び北部学校給食センターの対象校につきましても今後実際の配送車両による輸送を実施してまいりますので、その結果を踏まえて配送計画を確定してまいります。

次に、資料3「災害時における学校給食センターの対応について」をごらんください。

内容につきましては、既に5月23日の教育委員会会議においても報告をさせていただいておりますが、地震、風水害その他による災害が川崎市内に発生し、または発生するおそれがある場合に、市及びPFI事業者が、食料品の調達、調理、配送等、学校給食センターの活動を協力して行うものでございまして、具体的に想定する内容といたしましては、資料2の「活動内容」に

記載のとおりでございます。

今回、災害対策を実効性のあるものとするため、本年8月18日に南部・中部・北部の各PFI事業者と協定を締結したところでございまして、資料では南部の学校給食センターに係る協定書を添付しておりますが、中部及び北部とも同じ内容にて同日に協定書を締結しているところでございます。

説明は以上でございます。

また、参考資料といたしまして、「学校給食センターの稼働に伴う完全給食の実施について」を添付してございます。南部学校給食センターにつきましても、おかげをもちまして、いよいよ9月4日より完全給食を開始してまいりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問などありましたらお願いいたします。

【小原委員】

資料1の「南部給食センターの長期修繕計画」の中の2ページで、「主な修繕計画内容」というところで建築のところなんですけれども、外壁が「概ね5年毎に劣化・破損部位の部分補修を行う。」というふうになっているんですけれども、一つお聞きしたいのは、外壁の塗装または外壁に例えばシーリングがしてあると。開口部のあたりにシーリングがしてあるとかっていうところは、5年たってからじゃないと検査をしないということですか。

【古俣健康給食推進室担当課長】

点検自体は毎年しているところなんでございますけれども、長期修繕計画として、吹きつけ塗装等について5年というスパンで、計画としてはおいているということですよ。

【小原委員】

計画しておいているということ。じゃあチェックはしているという形ですね。

そうすると、場合によってはシーリングの劣化とか、外壁の塗装、塗料の劣化というのがありますよね。日当たりが良過ぎたりとかという場合には、そういう場合は前倒しをする可能性もあると。

【古俣健康給食推進室担当課長】

はい、毎年、毎年の状況を踏まえて、計画の見直しというのをしてまいりますので、必要なものは時間をおかずに、やる必要があるものはやっていくというようなことになるかと思っております。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。ほかの委員さん、いかがでしょうか。

それでは特にないようでしたらば、ただいまの報告事項No.2については承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.2は承認といたします。

9 議事事項 I

議案第37号 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画策定に向けた基本的な考え方について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項 I に入ります。

「議案第37号 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画策定に向けた基本的な考え方について」でございます。説明を企画課長にお願いいたします。

【古内企画課長】

それでは、お手元の議案37号です。「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第2期実施計画策定に向けた基本的な考え方」の案をごらんをいただければと思います。

表紙をおめくりいただけますでしょうか。はじめに「趣旨」となっておりますが、趣旨はただいまの表題にありますように第2期の実施計画の策定を趣旨としておりますが、まずはじめに「かわさき教育プラン」の構成等について振り返りたいと思います。

表の中にピラミッド図があるかと思えます。現行の教育プランにつきましては、平成27年3月に策定されております。おおむね10年間を計画期間としておりまして、ピラミッド図のちょうど三角形の頭ですね。頂点のところにありますように、おおむね10年間の契約期間全体を通じて実現を目指すとした基本理念及び基本目標がこの第一階層になっております頂点のところにあります。

全体としては4階層あるうちの、以下第2階層の基本政策から第4階層の事務事業に至るこの3階層についてが、おおむね4年ごとに見直しを行う実施計画として策定されているものでございます。

今年度は第1期実施計画が期間の満了を迎えまして、平成33年度までの計画期間とする第2期の実施計画を策定するといった趣旨になっておりますが、改めてこの第2階層の基本政策は八つの基本政策からなりまして、以下第3階層の施策については18の施策、第4階層の事務事業については53の事務事業が位置づけられているものでございます。

こちらを、すみません、ちょっとただいま申し上げましたように、今年度が第1期実施計画の

最終年度に当たりますので、今年度第2期の実施計画の策定に向けて進めてまいりたいと考えているところでございますが、その策定に当たりましては、2の「第2期実施計画の概要」のところに名称等が書かれているかと思いますが、一番下の部分、ただいま御説明をさせていただきました「8つの基本政策」がこの実施計画の柱になっておりますが、この策定に当たりまして、今回この「8つの基本政策」、I「人間としての在り方生き方の軸をつくる」から、Ⅷの「文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり」に至る「8つの基本政策」については、次期の実施計画においても踏襲をする形で進めさせていただきたい、それは現在でもこの実施計画ですか、基本政策がおおむねこの間順調な経過をたどっていることと、策定時に非常に広く意見をお聞きする中で、策定されたものであるといったことを踏まえまして、この点については現行を・・・させていただきたいと考えております。

次に3番目に入ります。「計画策定に向けた考え方」でございますが、策定に当たりましてはこの間の国の動向や社会状況の変化、さらに第1期実施期間における取組を踏まえまして、今後取り組むべき課題を整理をするといったところを踏まえまして策定に当たりたいと思っております。

2ページ(1)についてはそのうちの国の動向や社会状況の変化をまとめております。項目がございますように大きくは4点、この中で取り上げさせていただきます。

上から順に申し上げますと、1番は「学習指導要領の改訂」ということです。およそ10年ぶりにこの3月に学習指導要領、全面改訂になっております。教育内容の改善といたしましては、ここの一番下にありますけれども、小学校での英語の教科化等が盛り込まれておりまして、一番の目玉としては、太字の部分を追っていただきますと、「社会に開かれた教育課程」が重視されるといったように、教育課程、本来学校、校長がそれぞれの学校で策定をするものでございますが、学校のみがその教育課程を作成し、実行するものではなくて、地域、社会とそれらを共有することが重要であるといった内容が記されていること、また「主体的・対話的で深い学び」またはカリキュラム・マネジメントの確立といった内容が今回の学習指導要領の内容となっているところでございまして、これらは項目の一つとして挙げさせていただいているところでございます。

続きまして、「子どもの多様化するニーズへの対応」でございます。共生社会の実現に向けました「インクルーシブ教育システム」の構築や「子どもの貧困」、昨今非常にスポットが当たっている問題かと思われ、また、「子どもの貧困」への対応といった、いわゆる社会的弱者に対する教育としての視点が現在問われている、というふうと考えているところでございます。

3つ目といたしまして、「学校現場における業務の適正化」となっております。一つには、学校における課題の複雑、多様化が現在進んでおりまして、その対応を図ること、また心理や福祉等の専門性を有する多様なリソースとの連携や役割の分担をすることにより、教員が子どもと向き合う時間の確保という、本来教員の業務としてあるべき姿への対応が必要という考え方でございます。

4点目が、「共生社会の構築とパラメータの推進」。共生社会の実現に向けたアプローチを幅広く展開するために、教育委員会としては、支援教育や共生教育、また「キャリア在り方生き方教育」という川崎独自のキャリア教育を展開をしているところでございますが、パラメータは川崎独自の取組として推進をしているところでございますが、教育委員会においてただいま申し上げました支援教育等を駆使して、今後もこの対応を図ってまいりたいというところでございます。

ページをおめくりいただきます。このページは第1期実施期間における主な取組として10項目を取り上げております。本日これを全てについて今言及いたしますとかなりの時間を要してしまうということもございますので、タイトルだけを申し上げますと、最初には「社会的自立に必要な能力・態度と共生・協働の精神の育成」ですとか、「生きる力の育成」等々、こういった課題を取り上げてきたところでございます。

また、3ページの下には、中学生死亡事件の発生を受けて各学校で共感的理解に基づく児童・生徒理解を基盤とした指導体制の整備充実や、警察等との連携強化を図るとともに、長期欠席傾向のある児童・生徒を早期に把握し、対応するための仕組みを整えましたということで、中学生死亡事件についても言及するところでございます。

おめくりいただきまして5ページ、6ページでございます。

先ほど申し上げましたように、第2期実施計画につきましては、現行の基本政策であります「8つの基本政策」につきましては、現状の枠組みを踏襲しながら策定を進めていきたいと、つきましては、ここのそれぞれの基本政策ごとに課題を明記させていただいております。

こちらでも簡単に御説明をさせていただきますと、まずは5ページの一番左上、基本政策Ⅰでは、自立した人間として主体的に判断し、将来を作り出せる人材の育成を目指すところの「キャリア在り方生き方教育」については今後も充実をさせていくべき課題と考えているところでございます。

そのとなり、基本政策Ⅱでは、小学校の英語の教科化への対応や、習熟の程度に応じたさらなる充実、食育の推進、パラムーブメントの理念の実現に向けた共生・協働の精神の醸成等を基本政策Ⅱの柱としているところでございます。

また、このように政策ごとの個々の対応とともに、政策を横断的な始点、子どもたちへのさまざまな支援といったものを考えております。

例えば基本政策Ⅲをごらんいただきますと、この中に学校における支援体制の構築、それと基本政策のⅤ、これが左下になりますけれども、における「地域とともにある学校」の考え方については、いずれも子どもへの支援のあり方をテーマとする課題でございます。

また同じように、子どもへの支援というものを社会教育のアプローチから考えた点といたしましては、これも飛んで申し訳ございません。基本政策Ⅵ、5ページの右下になりますけれども、基本政策Ⅵ、地域教育会議の活性化や地域の寺子屋における地域人材の養成確保の必要性も同様な観点を持っているというもので、そのほかにつきましては、右のページに移っていただきまして、基本政策Ⅳ、学校の施設整備の課題としては引き続き計画的な老朽化対策と昨今言われておりますが、学校のトイレについては、その改定期間の推進を図ってまいりたいと考えております。

また基本政策Ⅶでは生涯学習の振興を課題とするところでございます。

ページをおめくりいただきますと、以下は総合計画を始めいたします他の行政計画との連携調整を図りながら、教育プランは策定をされる旨が書かれているところ。また教育委員会内における実施計画の策定体制が明記されております。

最後にスケジュールの概要でございますが、11月の下旬に素案を策定いたしまして、12月中にパブリックコメントを実施したいと考えております。

また年をまたぎまして、2月の下旬に計画案を公表し、3月下旬の計画策定に至るということを用意しているものでございます。

基本的な考え方については以上でございます。

【渡邊教育長】

説明は以上のとおりでございます。何か御質問などがございましたらお願いいたします。

【古内企画課長】

この間の取組状況については次の議案の中でも非常に詳しく御説明させていただくところもございますので、よろしくをお願いいたします。

【渡邊教育長】

これまでも折に触れて、これからどうしていこうかという議論はしておりましたので、御理解はいただけているものかというふうに思いますけれども、この場ではよろしいですか。

では、まずこの議案第37号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第37号は原案のとおり可決いたします。

議案第36号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書（平成28年度版）について

【渡邊教育長】

では次に、「議案第36号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書（平成28年度版）について」でございます。引き続き、企画課長に説明をお願いいたします。

【古内企画課長】

それでは、お手元の「議案第36号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書（案）（平成28年度版）について」、御説明させていただきます。お手元の報告書（案）をごらんいただければと思います。

1枚表紙をおめくりいただきますと、左側に「はじめに」といたしまして、本報告書作成の目的が記されております。下の点線の囲みの中には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の抜粋を記載しております。

要約いたしますと、教育委員会に対しまして、「毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価と議会への報告、さらにその公表」を議事付けております。また点検・評価に当たりましては、学識経験者の知見を活用する旨が規定されております。

本報告書は平成28年、昨年度における教育委員会の権限に属する事務の管理の執行状況につきまして、本市の教育に関する基本計画でございます、ただいま申し上げました「かわさき教育プラン」の進捗管理を目的とした自己評価を行っております、それを大学教授や公募市民等で構成する「川崎市教育改革推進会議」において意見を賜り、作成をしたものでございます。

次に右ページの「目次」のとおりです、報告書の構成といたしましては、全4章での構成となっておりますが、本日は別添の「概要版」によりまして概略を御説明させていただきたいと思っております。

資料、概要版の、恐れ入ります、1ページをお開きいただけますか。

第1章は「教育委員会の活動状況」でございます。昨年度は定例会12回、臨時会9回、教育委員会会議を開催し、都合93件の審議を行っていただいております。そのほか、会議以外の活動状況を記載しております。本編に審議案件等一覧を掲載しておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

続きまして2ページをごらんいただけますでしょうか。「かわさき教育プラン」第1期実施計画の全体像でございます、プランの全体の構成をお示ししているところでございます。先ほどの説明とちよつとかぶるところがあるんですけれども、現行の「かわさき教育プラン」は平成27年度からおおむね10年を対象期間として策定されておまして、教育基本法に規定する教育振興基本計画としても位置づけられているものでございます。

全対象期間を通して、基本理念として「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」、基本目標に「自主・自立」と「共生・協働」を定め、その実現に向けての具体的な取組をその下にお示ししております、8つの基本政策に整理しております。

右3ページには、「点検及び評価の項目」といたしまして、第2次「かわさき教育プラン」はピラミッド図にお示しするように、基本理念・基本目標の下に8つの基本政策、18の施策、53の事務事業というのは、先ほど御説明のとおりでございます。

このうち具体的な点検評価の項目といたしましては、基本政策から事務事業までの8つの基本政策からこの下の「達成状況」の基準、失礼いたしました、その下の「達成状況」の基準に照らして、AからCの3段階評価を行うということ。基本政策から施策事務事業についてを3段階評価を行っているという内容でございます。

それでは基本政策ごとに説明してまいりますので、まず4ページ、5ページをごらんいただけますでしょうか。

基本政策Ⅰは、「人間としての在り方生き方の軸をつくる」でございます。これが昨年度の評価の概要なんですけれども、本日この中の項目の中から、基本政策の「主な取組課題」という項目と、右方にあります3段階評価、ただいまABCで評価しております「達成状況」、それと「川崎市教育改革推進会議における意見内容」及び「今後の取組の方向性」についてを記載内容を要約して御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、始めに昨年度の「主な取組成果」でございますが、まず一点目として、全ての学校でキャリア在り方生き方を実践する基盤となる全体計画が策定されております。

また、2点目では、各学校において、それぞれの目標達成に向けた教育活動が展開されたものが記載のとおりでございます。

次に右方の「達成状況」でございますが、取組成果や参考指標はその下にございますが、参考

指標などから、事業全般が順調に推移しているものと判断し、Aといたしました。

次に右のページにまいりまして、「主な課題」をごらんいただきますと、一点目にキャリア在り方生き方教育が円滑かつ効果的に進められるよう、各学校への支援の継続や3点目には、今後は高等学校段階での事業推進についても検討が必要であると考えているところであります。

次にこれらに対する「教育改革推進会議における意見内容」といたしまして、キャリア在り方生き方教育の成果は、単年度であらわせるものではなく、長期的に子どもを見守り、成果を捉えていかなければならないなどの御意見をいただきました。

各項目の最後に「今後の取組の方向性」を記載しております。

一点目に、次期学習指導要領においてもキャリア教育の視点が重要視されており、引き続き、キャリア在り方生き方教育の推進に取り組むほか、3点目に高等学校では、いわゆる「キャリア・パスポート」についての検討を進めてまいりたいと考えております。

基本政策Ⅰは以上でございます。

おめぐりいただきまして、6ページ、基本政策Ⅱ、「学ぶ意欲を育て、『生きる力』を伸ばす」でございます。取組成果といたしましては、主に、研究推進校において、習熟の程度に応じた指導を実践し、授業の理解度が増すなどが見られ、2点目のALTの活用では、英語でのコミュニケーション能力の育成を図りました。

また3点目に、学校司書の配置につきましては、小学校14校へ拡大を図っておりまして、4点目の中学校給食の実施に向けて一部の学校で予定どおり完全給食を開始し、全校実施に向けて着実な取組を進めております。

参考資料にもおおむね良好な値を示しており、「達成状況」は右方のおり、Aとしております。

右、7ページにまいりまして、「主な課題」をごらんいただきますと、一点目に各カリキュラム研究等、次期学習指導要領への対応や、3点目にあります部活動については、休養日の設定など、適切な運営や在り方の検討、また4点目の中学校完全給食の実施に伴う、小中9年間を通した食育の推進などがございます。

「教育改革推進会議における意見」では、一点目に、小規模校から中学校への進学、小学校において規模の小さい学校から中学校へ進学した際に環境に馴染めないケースがあると聞かすが、小中学校間の連携を深めることが大切ではないかと。

また、給食に地場産物を取り入れた献立は非常によいという評価をいただいているところでございます。

「今後の取組の方向性」をごらんいただきますと、一点目に全ての学校で習熟の程度に応じた指導を取り入れるなど、充実した授業作りに取り組むこと。3点目には、中学校給食について小中9年間を通した体系的、計画的な食育の推進等を図ってまいるといってございまして。

続きまして、基本政策Ⅲは8ページをごらんください。一人ひとりの教育的ニーズに対応するでございます。

主な取組成果といたしましては、児童支援コーディネーターの専任化を推進し、小学校における包括的な児童支援体制の整備を図っております。また3点目には、スクールカウンセラーの配置による相談体制の充実や、4点目には、スクールソーシャルワーカーの派遣による児童生徒の環境改善へのアプローチなど、専門的機能を積極的に活用して対応を図っております。また、5点目の奨学金制度の見直しを行ってございまして、より実態に即した支援制度への改善が図られた

ものと考えております。

参考資料についてもほぼ全ての指標が順調に推移しておりまして、「達成状況」はこちらもAとしております。

9ページ、「主な課題」といたしましては、一点目、児童支援コーディネーターの小学校全校での専任化。2点目にインクルーシブ教育システムの構築や医療的ケアの充実、また、高等学校の通級指導教室の導入など、特別支援教育に関する諸課題がございます。

「教育改革推進会議における意見」でございますが、児童支援コーディネーターの専任化に対する評価や、特別支援に対する長期的視点からの指導体制の整備に対する要望等をいただいたところでございます。

「今後の取組の方向性」といたしましては、一点目に児童支援コーディネーター専任化による支援体制の整備や、2点目の医療的ケアの充実や、特別支援学校などのセンター的機能を活用した支援力の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして10ページ11ページでは、基本政策Ⅳ、良好な教育環境を整備するでございます。

主な取組成果といたしましては、一点目、通学路の安全対策といたしまして、地域交通安全員の配置など、通学路の安全対策や危険箇所の改善を進めた。2点目は、学校における防災教育に関しまして、全校を防災教育研究推進校に指定し、各学校の実情に応じた防災教育を推進していくと。また3点目は、施設整備について、学校施設長期保全計画に基づく改修工事やトイレの改修工事を実施し、快適化を進めております。参考資料も全ての数値が前年度から上昇しているなど、「達成状況」については順調に推移のAとしております。

次に11ページの「主な課題」でございます。一点目、引き続き通学路の安全対策を行うとともに、2点目には、学校の防災機能の強化、また3点目、安全で快適な教育環境の早期実現に向けた、学校施設長期保全計画の着実な実施の必要がございます。

「教育改革推進会議における意見内容」では、交通安全に係る地域人材の確保や、防災教育に関し、災害時の備えや、地域で協力しながら安全を守るための教育も重要、などの御意見をいただいております。

「今後の取組の方向性」といたしましては、一点目、引き続き通学路の安全対策及び2点目の防災教育に取り組むとともに、3点目、学校施設長期保全計画に基づく施設改善により、教育環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

続きまして12、13ページは、基本政策Ⅴ、学校の教育力を強化するでございます。

主な取組成果といたしましては、2点目、各教育担当が、学校に対して必要な支援、助言を行い、各校の自主的・自立的な学校運営を支え、また各行政組織との情報共有や福祉部門と連携し対応の強化を図っております。また3点目に、いわゆる県費移管に際しまして、円滑かつ効果的な移譲に向けた事務を遺漏なく遂行しております。本年度県費移管に至っております。「達成状況」につきましては、参考資料の全般に順調に推移しているものと判断し、こちらもAとしております。

次に13ページの「主な課題」でございますが、一点目、コミュニティスクールについては、法改正がございまして、この法改正を受けまして、本市の実情に即した在り方等についての検討が必要。また2点目、教員が新たな教育課題に対応できる学校運営体制の整備が求められており、学校業務の適正化に向けた検討を進める必要があるものと考えているところでございます。

「教育改革推進会議における意見内容」といたしましては、川崎市の実情にあわせた効果的な人員配置や特別支援学校と他の学校等との連携に対する期待などが意見、御要望としていただいているところでございます。

「今後の取組の方向性」といたしまして、一点目、学校と地域の連携・協力による「地域とともにある学校づくり」や、2点目の学校現場の実情に即した教職員の配置、また3点目の学校業務の適正化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、14、15ページでは、基本政策VI、家庭・地域の教育力を高めるで、主な取組成果では、一点目、昨年度は地域の寺子屋を30カ所で展開したほか、2点目の事業の担い手となる人材の育成など、寺子屋事業の拡充に向けた取組を進めてまいりました。また3点目、家庭の教育力の向上につきましては、従来のPTAによる家庭教育学級への支援に加え、新たに企業等と連携した「家庭教育講座」を開催するなど、取組を進めております。「達成状況」は参考資料の数値もおおむね目標に達しておりAといたしました。

次に「主な課題」といたしましては、地域の寺子屋については、拡充に向け、丁寧な地域支援や担い手の育成が、また家庭教育については、さまざまな事業を通じて家庭教育の充実を支援することや、多様な主体との連携・促進がそれぞれ必要であると考えているところでございます。

「教育改革推進会議における意見」でございますが、地域の寺子屋は引き続き取組を進めてほしい。地域教育会議は、次の世代につなげられるよう、魅力の向上と発信が必要、などの御意見をいただいております。

「今後の取組の方向性」といたしましては、一つ目、地域の寺子屋事業につきましては、全小学校での開講を目指し、地域への働きかけと担い手の育成を。また2点目に、各地域教育会議の活性化に向けた支援等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして16、17ページをごらんいただきますと、基本政策VII、いきいきと学び、活動するための環境づくりでございます。

主な取組成果といたしましては、一点目に、社会参加の機会を得難い市民に対する学習機会の提供や、市民自主学級の展開など、市民の主体的な活動を支援して、2点目の社会教育施設整備の大規模な改修に着手しております。また3点目では、横浜市立図書館と協定を締結し、相互利用が可能となっているところが記載されております。

「達成状況」につきましては、実は参考指標にはございませんが、昨年度の図書館の来館者数が対前年比で19万人、これは全市、全図書館の来館者数ということでございますが、約4.4%程度減少をするなど、評価については1歩下がりがまして、一定の成果にとどめまして、Bとしたところでございます。

「主な課題」といたしましては、一点目、今後持続可能で豊かな社会の実現に向け、市民の学習の成果を地域に還元できる仕組みの構築や、3点目には、図書館への来館者数の減少を受けて、図書館のさらなる魅力向上と発信に努めるとともに、さらなる市民サービスの向上に向けた管理手法等の検討が必要と考えるところでございます。

17ページの「教育改革推進会議における意見内容」といたしましては、地域の教育力を高める「地域教育会議」や「地域の寺子屋」と市民館との連携・協力についての検討を促す御意見等をいただいております。

「今後の取組の方向性」といたしまして、一点目に、市民館については引き続き地域の生涯学

習の拠点として、多様な学習機会の充実等に努め、3点目に市民館、図書館の新たな管理運営手法について課題を整理し、特に図書館についてはさらなる市民サービスの充実に向けた取組の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に18、19ページをごらんいただきますと、基本政策Ⅷ、文化財の保護活用と魅力ある博物館づくりでございます。

主な取組成果でございますが、一点目に橘樹官衙遺跡群について、保存活用計画の策定に向けた検討を進め、市民向けの史跡めぐり等のイベントには例年に増して多くの参加者がございました。文化財の保護・活用の推進に寄与しております。また、4点目をごらんいただきますと、日本民家園や青少年科学館では、それぞれの博物館で来園、来館者のニーズに応じた活動を行い、他の博物館施設や地域との連携・協力により、生田緑地の魅力発信を図ってまいりました。

「達成状況」としてはおおむね順調に推移と判断して、Aとしております。

「主な課題」といたしましては、市内の文化財について、引き続き適切に保存・活用するとともに、橘樹官衙遺跡群のさらなる調査・研究が求められていることや、開園50周年を迎える民家園の魅力発信が必要と考えております。

「教育改革推進会議における意見」では、文化財と博物館を活用した観光振興も重要な視点であるなどの御意見をいただいております。

「今後の取組の方向性」では、一つ目にボランティアを活用した文化財の保護・活用を推進し、地域と協働しながら「橘樹官衙遺跡群保存活用計画」の策定に取り組み、史跡指定の拡大に向けて調査を行ってまいりたいと考えております。また3点目の博物館施設については、それぞれの博物館活動を充実させて、指定管理者や関係部署等と連携しながら、積極的な魅力の発信を行ってまいりたいと考えております。

以上、報告書の概要を説明いたしました。

なお、本報告書につきましては委員会での採択をいただきましたのちは、8月下旬に開催される文教委員会に提出して説明を行います。また各区役所、市政資料コーナーやホームページ等で公開する予定となっております。

議案第36号の報告書につきましては、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。昨年度、28年度の事業についての点検・評価ということでございますので、例えば児童支援コーディネーターの全校の専任化など、今年度になって実現しているような課題もございますし、既に取り組みされているものもあるわけでございますけれども、時点を御理解の上、お読みいただければありがたいというふうに思います。

何か御質問等がございましたら、お願いいたします。

【中村委員】

振りかえりをお聞きして、いろいろなさっていたんだなということがわかりまして、大変な御苦労もあると思われまして。それぞれの施策ごとにいろいろなさっていると思うんですけども、その施策を横断するようなことについてはどこかには書いてはいないんでしょうか。あるいはそういう視点というのはないのでしょうか。

と言いますのは、例えばインクルーシブ教育のこととか出ていましたし、あと一人ひとりのニーズとか、いろいろそれぞれの場所に出ていることが、実はつながってくるんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうされる予定なんですか。

【古内企画課長】

プラン自体は先ほど何度か繰り返しの御説明のように、このピラミッド図に階層として、これはちょっと横にきて階層となっておりますが、それぞれに施策を整理する必要がありますので、8つの、今回はこれを踏襲してということで先ほども御説明をさせていただいたように、8つの柱立てを行っております。来年度についての説明の中、これはちょっと議案が先ほどのに戻ってしまって恐縮なんですけれども、ある課題については、その8つある施策のうち、2つないし3つの中でそれぞれに取り組むことを意識して、施策立てを行っているところでございますが、プラン自体は、課題を整理するためにそれぞれ施策ごとの柱立てを行う中で、事務事業の整理を行わせていただいておりますので、決して現実の施策が横断的なものがないということではないというふうに御理解をいただければと思います。

【渡邊教育長】

人の成長、発達に係ることですから、切り口によって迫り方が違うんでしょうけども、施策そのものの関連性というのは常にあるものだというふうに理解をするべきものなのかというふうに思いますけどね。

【中村委員】

ありがとうございました。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【吉崎教育長職務代理者】

今の話ともつながるんですけど、幾つかの関連づけですよね。例えば基本政策Ⅲの一人ひとりの教育ニーズに対応する場合に、本市独自の小学校には児童支援コーディネーターというのが専任化された。中学校にはスクールカウンセラーが配置されている。区のほうにはスクールソーシャルワーカーが1名以上いる。例えばこういう三者がいますよね。小、中と区と。だから、小学校と中学校と区、全体の中での連携といいますか、そういうつながり、そのときには機能的にそれぞれが配置されたんだけど、関連付けていく中で子どもというのを見ていかないと、小学校か中学校に上がっていくし、区の中ではやっぱり守られますから、だから、そういうそれぞれの政策の中でのそういう人の配置が関連づいてどうなっているんだろうかということの視点も何かあっていいような、それぞれのもののことは大分達成されてきたんだけど、多分これからの問題というのは全てそういうつながりがないと、うまくいかない問題がすごく多いので、その辺のところの評価というのはどう考えたらいいんだろうかなというのは、私はちょっと考えたんですけども、いかがでしょうか。

【古内企画課長】

あくまでも評価につきましては、はじめに目標を設定、あるいは事業内容を確定した上で、それが年度ごとに達成されているかどうかという事業進捗の観点がどうしても必要になってきておりますので、その評価は評価として必要だというふうに。

あと評価という切り口とはちょっと若干変わってしまいますが、「かわさき教育プラン」についてもこういったボリュームの中で、さまざまに事業内容については記載をさせていただくところでは、これも事業立てごとの一つ一つの基本政策ごとにはなっていますが、その中で例えば児童支援コーディネーターの役割については、あくまでも一人ひとりの教育的ニーズに対応するという基本政策Ⅲの中での役割だけではなくて、そのほかにも関連をした記載をさせていただくように周知を図れるかなというふうには。

【吉崎教育長職務代理者】

だから、それはよくわかるんですが、多分これからの問題というのは、例えば教育委員会の政策と福祉関係と言いますか、例えば子どもの貧困の問題でもつながるためには組織も変わっていますよね。つながりがすごく大きくなってきて、単発の教育委員会だけではなくて福祉関係とつながったり、そういうものがいろいろ必要になってきている時代ですよ。そうすると、評価って結構難しいというか、単発の一つのことは達成、やられました配置されましたという評価なんですけど、実際に機能しているのかどうかというときには、結構つながりがなくて、そのつながりの中からいろんな問題が出てきたのが、象徴的な去年の事件もそうだったと思うんですが、やっぱりその辺のところの評価の見方というのも何かもう一つ今後考えていく必要があるかなという気がしたものですから。

【古内企画課長】

特に会議のこの後の問題にもなってくるんですけども、特に総合計画がこの後の議題になってくるんですが、そこでは外部評価が行われていて、その場面の中でも特に教育課題について、見きわめるのは非常に難しいですよという御意見をいただいていたりにしています。

やはりそういう意味では、いわゆる事業というのですか、予算をとれって、道路を舗装するか、というような事業は当然役所の仕事ではあるんですけども、当然学校において教育を行うことも教育委員会として一番中心となると。ただそれは同じ事業というふうに切り口があったとしても、それをうまくいったかどうかについては、非常に見方を変えないとできないという認識を持っています。

今回までは、段階評価は3段階の評価、昨年度は5段階の評価をさせていただいたので、3段階の評価に変えたのも、できる限り昨年度の取組を多面的に捉えた上で、おおむね事業進捗がなされているかどうかというところの判断をさせていただくように、変えてきたところではあります。ただまだこれから完成に向けては検討が必要かなというふうには考えておりますので、御意見を賜りながら、まさに先生がおっしゃるような評価の仕方については今後も検討を重ねていく必要があるかというふうに考えております。

【吉崎教育長職務代理者】

だからもし、そういうことという、学校の力をつけるということと、それぞれの子どもの基本政策の一人ひとりの子どものニーズに対応するということも、結構関係してしまっていて、学校を見ると今非常に困っているのは、やっぱり、発達障害とまで言えないんだけど、それに関連する子どもが結構クラスには二人とか、何か三人とか、少なくとも一人くらいいるわけですね。そうすると、教員のほうが大学でも養成段階ではそういう特別な支援、ないしは配慮をする必要のある子どもに対しての学習はしますけれども、不十分ですね。いろんな状況に応じて違いがすごくあるわけで、医学的な視点も必要な部分の子もいますよね。

だから、そういうときにやはり現職教員をやったりもう一回よく考えないと、すごく苦勞しているんじゃないかと思って。現場は。すごく今インクルーシブ教育という非常にいい流れがきているんだけど、実際は大変な状況に学校がおかれているわけですね。そういう子どもとかかわりの中で。だからそういうものというのは、一人ひとりの子どものニーズへの対応と同時に学校として力をつける、教員とがタイアップしないといけないでしょう。だからその辺のところをどう今後考えていったらいいのかということなんです。

例えばそれが、発達障害的な問題だけではなくて、外国につながる子どもも大分ふえていますよね。つまり日本語が十分じゃないとか、文化背景がわかってないとか、こういう面の子も今大分入ってきていますよね。だからすごく学校が多様性というのは名前はいいいんだけど、すごく大変な状況にあるわけですね。そういうときに、教員の力ってどうやって育てていったらいいのかなという。教育学の力ですね。そうすると先生、ここはまたがりますよね、基本施策、これ。だからそういうことをどう考えたらいいのかなと、ちょっと思ったものですからね。簡単に答えが出る問題ではないんだけど、政策またぐんじゃないかなと思って、こういう問題は。という感じなんです。

今後の検討をいただくことになると思いますが。

【中村委員】

今の吉崎委員のお話で本当にそう思うんですけども、私も一つ気になったのは、基本政策Vで学校の教育力を強化するということで、「今後の取組の方向性」というところに、教員の研修が特に入っていないんですね。やっぱり実際に教育をするのは教員が中心なわけですから、研修のようなことも充実させていくということをちゃんと明記したほうがいいのかなという気がいたしました。

【古内企画課長】

かしこまりました。

【渡邊教育長】

御存じのように事業そのものが行われていないわけではなくて、ライフステージに移行した研修等、本市の研修そのものの体系は充実しているというふうには考えておりますけれども、少しそれが見えるようにされたほうがよろしいというふうな意味ですね。

【中村委員】

そうですね。そういうことをちゃんと書くほうが今後先生を目指す人たちにとっても、川崎の教育って充実しているんだなということをアピールすることにもなると思いますので、ぜひ書いていただけるほうがありがたいなと思いました。

【濱谷委員】

例えばコーディネーターとかソーシャルワーカーとか、学校数で何校に配置できましたという感じなんですけど、学校の規模が随分違うじゃないですか。200くらいしかいない児童数の学校と、千人いる学校とか、もうすごい差があるところで、1校に1名ずつ配置しましたでは、ちょっと難しいかなということをつもずっと思っていたことと、あと今年度から教員が県費から市費ということで、多少なりとも川崎市独自の部分が出せるものであれば、子どもの数が多いところとか、あるいは支援が必要な、支援が必要というのも境目がちょっとわからないかなって。本当にすれすれの境目でクラスへ行くと、その授業によっては何人もがとんでもない感じだったりする場合も出てくるので、そういういろんなことにも対応できるような加配というか、国での加配で少しはきているんでしょうけれど、独自な形が少しでもとれるものかどうかというのが、何となくちょっとせっかく全員が市費の職員になったわけですので、独自の形がとれるものかなというのを検討してほしいなって、すごく思っています。よろしくお願ひしたいなと思います。

【渡邊教育長】

おわかりと思いますが、29年度からの指標期間ですので、今話題になっているのが28年度のもので、移管については具体的には記載されていないわけですが、29年度、実際に市費移管を生かした取組が行われておりますので、今後29年度の事業評価、点検の中でそれが盛り込まれていくものというふうには考えておりますけれども。

【吉崎教育長職務代理者】

もう一点だけよろしいですか。教育基本政策Vなんですけれども、やっぱり先生方に対して考えなくちゃいけないのは働き方、いわゆる多忙ですよね。特に中学校なんですけど。そうすると、これやはり考えていないと、魅力的な職場じゃないと思われると、いい人材が集まりませんよね。これがやっぱり日本の今教育が抱えていてもしかして学校教育はブラックな企業じゃないかみたいなことを思われると、これは本当に日本にとっても大変なことなんです。

私はそこで考えられるのは、教員と事務員との役割分担っていいですか、事務職員の順接によってかなり事務職員のほうにそういう業務的なものを委託して、教師は本来のほうにいけるような仕組みをつくっていくというのが、やっぱり川崎も少しはつきり示したほうがいいかなと私は思っているんですね。それはやっぱり基本政策Vだと思うんですね。

だから、そこに教員と事務職員との何か役割といいですか、分担というか、その辺の、相互連携といってもいいんですが、その辺のところを何かあると、何かすごく教員のほうも自分のまっとうな仕事でやれるなら魅力あるなと思って入ってきてくださるかなと、私はすごく思っているんですが、これは教育政策Vのところでもいいんでしょうか。

【古内企画課長】

そうですね、「今後の取組の方向性」の3点目にも、学校業務の適正に向けた取組を進めますという前に、教職員の勤務についての実態把握を通じてというところがございますね。学校の教員の今の体制ですとか、働き方についての調査を行ってございまして、それをもとに役割分担、何ていうんですかね、外部組織との連携ですとか、そういったところを包括的に検討を進めるという内容にはなっておるので、一つ一つの細かいところまでの記載とはなっておりませんが、今委員の御指摘については、この中に包含されるかなとは考えております。

【吉崎教育長職務代理者】

じゃあ今後注目させていただきます。

【渡邊教育長】

今の御意見は今後、第2期の実施計画の中で検討の上どのように具体化していくかという課題になるんですね。

これまでも委員さんや外部委員さんからも評価のあり方についてはいろいろと課題を出されているところではありますけれども。教育の評価というと、値踏みをするだけではなくて、これからどのようにつなげていくのかという評価の視点がどうしても大事なわけで、今いただいている御意見の中でも単にこれがどうだったというだけじゃなくて、次にどうしていこうかというお話をいただいておりますので、そういう視点の中で、今後の政策を考えていけるといいのかなというふうには感じております。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですね。

【渡邊教育長】

それでは、よろしいようでしたら採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、ただいまの議案第36号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第36号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして傍聴人の方は御退席くださいますようお願いいたします。

<以下、非公開>

10 報告事項Ⅱ

報告事項No.3 「川崎市総合計画」第1期実施計画・中間評価結果について

【渡邊教育長】

それでは、報告事項のⅡのところに入ります。

「報告事項No.3 『川崎市総合計画』第1期実施計画・中間評価結果について」でございます。説明を企画課長に続けてお願いいたします。

【古内企画課長】

続きまして、報告事項No.3でございます。「『川崎市総合計画』第1期実施計画・中間評価結果について」ということですが、川崎市総合計画というのは実物がこれございまして、ボリューム的にはこのボリュームでございます。ですから、全局を通してこの中に事務事業から全て網羅されているということのものでございます。

簡単にまず総合計画について御説明をさせていただきたいと思っております。名前のとおり、「川崎市総合計画」は、本市の行政計画の最上位に位置するものでございまして、例えば「かわさき教育プラン」は、分野別計画という位置づけになっています。これは平成28年3月に策定されておりまして、現行の計画につきましては、すみません、まずこちらの報告書ではない、こちらの1ページ目を開けてごらんいただく、2、3ページです。1枚目を開けると表紙がついていて、それを開けると2ページ3ページです。すみません、こちらです、2、3ページをお開きいただければと思います。

図1-2というのが3ページにございますが、この計画も先ほどの教育プランと同じように、よくあるんですが計画というのは大体こういう階層立てになっております。ちょっと総合計画が複雑なのは、左のピラミッドを見ていただきますと、上から「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」になっています。じゃあ、それがそのままの名称でなされているのかというと、実は30年程度を展望すると書いてある、その三角形の頭になっている「基本構想」には右側の政策体系と上に括弧書きになっているところの三角形があると思いますけど、その上の一番上に対応してまして、「基本構想」には、基本政策が記載されている、同様に10年の長期計画の「基本計画」には政策が記載されていると。3段目の「実施計画」は大体4年、これが「実施計画」なんですけれども、「実施計画」は4（2）年となっておりますが、中期計画になっていて、そこには、施策（第3階層）と事務事業という二つの、一番事務事業が最も小さい単位ですよね。のものが第4階層として位置づけられています。そういうちょっと変わった構造になっております。

その下の年次を見ていただきますと、「実施計画」が4（2）年の中期計画となっているのが、実は下を見ると御理解いただけると思うんですが、帯の一番下に「実施計画」がございまして。今回の「第1期実施計画」については、28年度と29年度の2カ年の計画が「第1期実施計画」

であって、これが2カ年です。それ以降は、30年度から波線で間が消されていますけど、33年度に至る第2期と34年度～37年度に至る第3期については、4年ごとということ、4年ごとまたは2年の中期計画ですということになります。

教育プランも今年改定を迎えるというのは決して偶然ではなくて、この総合計画が川崎市のトップ、頭にありまして、これの計画の年次にしたがって、それにぶらさがっている個別の計画も同じように見直しの時期を迎えるという内容になるところでございます。

1枚おめくりいただきますと、じゃあ次、先ほどの基本構想に書かれている基本政策、基本計画に記されている政策というのは、いかなるものかとなっておりますが、基本構想に記されている基本政策のものが目指す都市像とまちづくりの基本目標として、それぞれ基本構想の中にあって、さらにその下に政策会計となっておりますが、5つの基本政策であるところの黒字に白抜きの文字が書かれている5つ、横並びの5つがありますね。ここまでがピラミッドの頂点の中に記載されている内容です。

その下、白地で黒文字が書かれているのが23の政策なのですが、そこが基本計画になっていて、この中から教育関連、今回教育委員会の事業として位置づけられているものは、5つの基本政策の中の二つ目、子どもを安心して育てることのできるふるさとづくりの中にぶらさがっている政策の二つ目、未来を担う人材を育成するが教育委員会の事業全てです。

であってもう一つ黒字白抜きの四つ目に、活力と魅力あふれる力強い都市づくりという中の、これが一番長く9つ政策がぶらさがっているんですけど、そのうちの下から2番目の8つ目の、スポーツ・文化・芸術を振興するという中に、文化財政策だけは4つの事務事業がこの中に入っています。

それが申し訳ございませんが、こちらの資料のA3の資料をごらんいただきますと、1趣旨、2「川崎市総合計画」第1期実施計画・中間評価結果（概要）の中の1で事務事業及び施策の評価結果と、回りくどくて申し訳ありません、右のページの2番の施策中間評価結果というのがあると思います。

先ほどのこの2-2の中に、この六つ、(1)の「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進が(1)になっていて、(6)の自ら学び、活動するための支援という六つの施策がこの、こちらの2-2の未来を担う人材を育成するという政策の中に六つの施策がぶらさがっているという構造でございます。

すみません、2-2の未来を担う人材を育成すると、もう一つすみません、その下の3番の生涯を通じて学び成長するという中に分かれて入っているということです。

ここもちょっと混乱すると申し訳ないんですけど、先ほどの文化事業についても、4-8の中にありますと言ったんですけども、実はこの施策段階のものは、教育委員会としてはこの4-8の中にはありませんで、その下の段階の事務事業が4つだけここには含まれているので、今回のこの評価の対象となっているものの6つの施策については全てこの黒字2番、2-2もしくは2-3が評価の対象となっているというふうに考えて、わかりにくくて申し訳ないんですけど、そういう内容になっているのでございます。

それでは表の1から御説明をさせていただきたいと思いますが、この資料のこちらです。向かって左の表の1、ちょっとわかりにくいんですけども、施策に位置づけられた事務事業の達成状況区分別事業数と構成比という表がございまして、ごらんいただきますと、先ほどの御説明のと

おり、教育委員会が所管する事務事業は、これは全ては53の事業でございます。実は教育プランのときにも53の事業と申し上げたんですけれども、これも偶然ではなくて、教育プランに掲げられている事務事業と、総合計画に位置づけられている事務事業の53は同じ事務事業ということでございます。

この全ての事務事業で、表にありますとおり、表の構成は左から達成状況区分、5段階評価になっております。真ん中が標準目標をほぼ達成で、上にいくほど成果がある、下にいくほど成果が乏しいということになります。ですので、ちょっと感覚的には5の評価を受けると、いいものというふうにちょっと考え勝ちなんですけど、これは逆で、1のほうがいいというところになります。

右側をごらんいただきますと、事業数は53と真中に入っておりますが、ですから結果としては53の事業は全て、段階としては3の目標をほぼ達成する中に含まれている内容が記載されているところでございます。

今度は右側の表になりますが、表の2でございますが、施策の進捗状況区分別施策数となっております。ごらんいただきますと、実はこれは全市では73ある施策のうち、教育委員会が所管する施策がこの6施策でございます。うち5施策についてはA、順調に推移いたしました。というところが表の中に見てとれると思うんですが。

このうち、自ら学び、活動するための支援につきましては、施策評価の一つでもある図書館の入館者数が現状値を下回る状況を捉えまして、評価をB、一定の進捗があるととどめたものでございまして、読むだけだとちょっとわからないと思いますが、よろしくお願いたします。

先ほどのこちらの一番最後のページをめくっていただきますと、こちらが自ら学び、活動するための支援ですね。ページの右下のほうに4の施策の進捗状況として選択区分がBとなっておりますが、香盤でいうところの2番に成果指標やその他成果などの状況と成果の分析となっている3つ目に市立図書館・分館における図書館の入館者数がございます。現状値というのは、平成26年で433,700人となっておりますが、これは433万7,000人が入館者数、平成26年度当時、に対して28年度というのが、28年度の下欄を見ていただきますと、目標値Aの下に実績値とありまして、409万4,000人というように、26年度の現状値、26年度は何で現状かという、これが施策が策定されたときを現状としておりますので、26年当時の入館者数と比較をしても、それを下回る。

さらにその上の目標値としては28年度には434万6,000人を目標としていたところに届かなかっただけでなく、実は26年度の値も下回ってしまいましたというところは、この施策の非常に重要なポイントであるというところから事務事業ベースとしては、53の全てがほぼ目標どおりとして一つ一つの事業については、まず問題なく事業進捗はあったんですが、それらを束ねたときに、六つの視点から切り取ったうちの一つ、自ら学び、活動するための支援という社会教育をマターとする施策については、こうしたこともありまして、1歩退いた一定の進捗があるというところにとどめられたという評価をしているものでございます。

最後に総合計画の評価に総括して、新たにいわゆる外部評価を行っております。ここだけちょっと御説明をさせていただきたいのですが、こちらの報告の7ページをごらんいただいでよろしいでしょうか。

外部評価は図1-5のとおり、学識経験者と公募市民からなる川崎市政策評価審査委員会によ

る評価で、政策の柱ごとに評価する施策を選定し、審査が行われているものでございます。教育委員会が所管する施策からは、次のページをごらんいただきますと、8ページ、これが3、政策評価審査委員会の各部会における審議結果についてということで、まとめたものでございます。先ほどの施策2-2のと言って何度も申し訳ございません、2-2の1に「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進というのがございまして、これが選定されております。

市が行った評価の結果について透明性、客観性及び公正さが確保されており妥当であるとの審査結果をいただいております、また表の下の欄ですね、付帯意見欄にあるとおり、キャリア在り方生き方教育などを例といたしまして、教育分野の施策についてはというふうにまとめられると思いますけれども、教育分野の施策については、取組の効果が現在の指標では図り切れていないため、先ほどもちょっとやりとりいただいたところ、ここなんですけれども、取組の効果が現在の指標では図り切れていないため、得られる成果を幅広く把握し、目標にどれだけ近づいたかわかりやすく示すことを望むと。

また効果のあった取組については、積極的にPRすることも必要ですよという御意見をいただいております。

総合計画第1期実施計画・中間評価については以上でございますが、本結果についても8月30日の文教委員会において説明をさせていただくものとなっております。

ちょっと雑駁で申し訳ございません。報告については以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおりの説明をいただきました。内容的には先ほどの議案第36号の内容と重なっているものだというふうに理解してよろしいわけですよ。

結局今回、政策評価審査委員会という外部の附属機関からの評価もあったということで、おおむねその内部評価の結果について妥当だというふうな判断もいただいておりますし、これからどうしていけばいいかというふうな意見をいただいているところでございますので、このあたりが先ほどの議案第36号とはまた違った意味で参考にしなければいけない点なのかなというふうには考えられるかとは思いますが。

その上で何か委員の皆さんから御質問などありましたらばお願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

一点教えてほしいんですけども、報告事項No.3の資料の横長のやつなんですけど、右側で見ますと、「川崎市総合計画」の施策の教育委員会関係が6つありますね。生き方から、最後は自ら学び、活動するための支援という。こういうところが「かわさき教育プラン」を重ねて見てみたんですけども、「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱというところの、学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばすという、学力とかずっというってICT活用とかさまざまなものがありますよね。これがどこに入っているんですか。

【古内企画課長】

これが(1)～(6)まであるんですけども、(1)がいわゆる教育プランのⅠとⅡをあわせ

たものというふうに考えていただければ。

逆に考えると、教育プランは、ⅠとⅡの中から、キャリア在り方生き方教育のⅠだけを出しているというふうな位置づけになろうかと思います。今、教育プランが先にできていますのであれなんですけども。

【吉崎教育長職務代理者】

ここに「生きる力」を伸ばして、入っているのはそうだと思いますか。

【古内企画課長】

はい。以下で(2)が3、(3)が4というふうに、ちょっと一つずつずれていて、6が7になる、基本政策Ⅶになるんですけど、Ⅷが先ほどの4-8-2の市民の文化芸術活動の振興が8です。

【吉崎教育長職務代理者】

今聞いてわかったんですけど、「かわさき教育プラン」のⅠとⅡをあわせて一つにしたというのは、どういうことなんです。よく見ると何かちょっと違うような気もするんですけど。

【古内企画課長】

そうです。なので教育プランの中では、やはり、キャリア在り方生き方教育というのが理念との夢や希望を抱いて将来の自立に向けた非常に大きな取組といいますか、キャリア教育を推進するということは、その一つ基本政策として独立させることで、ちょっと意思を示させていただいて、というような考え方であると考えています。

【吉崎教育長職務代理者】

だからそれはよくわかるので、何で基本政策ⅠとⅡをあわせて施策は1になっている、一つになっているのかがよくわからない。

【古内企画課長】

逆に総合計画がということですね。総合計画はどちらかというと、という言い方は正しくないかもしれませんが、各施策、各局で持っている事務事業から練り上げていったものですので、理念先行というよりは、実利先行的な意味合いもありまして、できる限り施策はまとめる方向性を示されていることもありまして、うちとしてはⅠとⅡをあわせて、総合計画の中でお示しをさせていただいているところです。

【吉崎教育長職務代理者】

何かわかったような説明だけど、僕はよくわからなくて。ⅠとⅡってやっぱり大きな柱なんですよね。特にⅡ、何かすごくいろんな多様でしょう、学力から始まって、ずっと高校まで入っているのかな。豊かな心とか、心身、教育の情報化、特色ある高等学校かな。結構多様なものが入っていますよね。これと、教育委員会が特に大事にしたかった在り方生き方という、これからの

キャリア教育を含めた人生の方向に根差しているもの等をあわせちゃうというのは、何かちょっと何か一つ特色を欠いているような気が私はするんだけど、いかがでしょうか。

【古内企画課長】

大きくは学校教育における教育内容というところで、まとめられてしまったということでは語弊があるかと思いますが。

【渡邊教育長】

でもそのとおりで教育が積極的にそれをまとめたわけではなくて、教育はこのプランにあるとおり、課題を整理しているわけで、ただ市の総合計画がこれを丸ごと持っていくと、先ほど4ページに政策体系がありましたけど、ここにはうまくおさまらないので、ここで整理する上で大きくいえばⅠとⅡが一つにあわせられているということじゃないかと僕は思うんですよ。

ですから、あくまでも市全体の総合計画の中ではこのような捉え方をしていますけれども、私たちが施策を推進する上では、この教育プランに基づいてやるべきだと思いますし、それにまた問題があるわけではないと思うんですよ。

【古内企画課長】

教育プランの教育としてはというところで、意思が明確に伝わることは私見を交えるのはするべきではないと思いますが、考えとしては当時はそういう考え方を持っていると思います。

【吉崎教育長職務代理者】

何か今後は、分けてそれぞれ独立した政策として、施策として、出してもらったほうが良いような気がするんだけどね。つまりどちらかというと、一番大事だった教育政策Ⅰがちょっと施策としては弱いと思います。予算も小さいしね。だから何か理念はわかるけども、現実的に何かどううちで施策を打っているかということ、教育基本政策Ⅰは余り具体性が予算規模を見ても、狙いとかは明瞭にわかるんだけど、具体的な予算規模をいろいろ考えると、すごく小さいですよ。

【古内企画課長】

そうですね。

【吉崎教育長職務代理者】

だから何かそこが僕はいつも気になっていたんだけど。それで十分だと言われたからね。僕はどうも気になっていたんです。私なりには。もう少し整理してまたお尋ねします。言っている意味はわかりました。あわせているということですね。

【渡邊教育長】

大分意見をいただいたところですが。

【前田委員】

先ほどの28年度の報告もそうなんですけども、先ほどの報告書を見ると、スペースの関係もあるから、書けない部分もあって、教育長さんからもやっていないわけではないんだということはあったんですけど。今の8ページの中に効果があった取組については得られた成果とあわせて積極的にという、この辺の視点は忘れずに、この意見をもって、例えば部活動のことも書いてあるんだけど、課題として。でも今後の取組の方向性としては、現在29年度働き方改革にあわせて部活動の実態調査などもやられているわけなんだけれども、きちんとこういうPRを、何をやってどういう成果が上がってということを来年度に向けてですけれども、本当に丁寧なPRと説明をしていかないと、せっかくいいことをやっていることが伝わっていかないって、そういうことをちょっと感じましたので、あえて申し上げました。

以上でございます。

【中村委員】

教育プランのほうでもそうだったんですけども、図書館の利用率が低いからということで、Bになっているんです。利用率だけでというのも何とも言えないところがあるんですけども。具体的に今後どうしていこうとかというのはあるんでしょうかということをお伺いしたいのと、先ほどのプランを考えると、「社会に開かれた教育」というようなことをおっしゃっていたかと思うんですが、そう考えると、学校教育だけじゃなくて、社会教育との連携ということがすごく大事になってくると思います。それを打ち出していくということが大事なのかなという気がするんですけども、その点を考えてもらえればと思います。

【古内企画課長】

社会教育との連携については、最初の37号で今後第2期、第2次実施計画の策定のときには、非常に横断的な視点を持っているという御説明をさせていただきました。同時に学校教育だけでなく地域との連携であるとか。特に川崎では地域教育会議は社会教育と学校教育の融合を目指すという非常に特徴的な面も持っていますので、具体的にはそういったものを織り込みながら、策定を進めさせていただけると思いますということが言えます。

図書館については、運営方法等の今検討を進めているところもございますので、ちょっと具体的に今どういう形がというのは、ちょっと申し上げにくいところがあるんですけども、当然その状況を踏まえながら、それに対する対策を講じていくというところで、ちょっと回答をさせていただければと思います。

【渡邊教育長】

中村委員の御意見は、単に来館者数だけで事業を見ていいんだろうかという、そういう感じですよ。難しいですよ。今後人口も減少すれば当然来館者数がそれに伴って減ることだってあるでしょうし、いろいろこれまでも評価については御意見をいただいていますけども、何を指標にしたら一番その事業が新サービスに寄与していくのか捉えられるのかということが難しいと思いますし、またそういう中で委員の皆さんからも、例えばこういうものを取り上げてみたらどうだろうかというような御意見などもいただきながら、一緒に考えていければいいかなというふうに思います。

【小原委員】

ちょっとよろしいですか。

【渡邊教育長】

はい、小原委員。

【小原委員】

これ、みんな点検評価ってどうであったかというところだから、余り言うつもりはなかったんですけども、先ほど前田委員のほうからも効果があった取組についてでもPRをしたほうがという感じのお話があったんですけど、そもそも何ていうか学校の教育とか、そういうことを教育委員会として発信するというのが弱いのかなという気はしているんです。この学校はこういうふうな教育方針でこういうふうにしていきますよとかという、そういうものを保護者に発信していく、どうやって発信しているのというふう考えたときに、ものすごく手段が限定されていて、それを実際に見ているかどうかわからないような状態であるのかなというところなんです。

そう考えると、それぞれの学校でやるのか、教育委員会がやるのかはちょっと別として、どれだけ学校でこういう教育をしていますよというものを伝えていくかという手段を少し考えないと、せっかくやっているのに、認知をされていないという可能性があるんじゃないかというふうに考えています。

それを考えて、踏まえて、これは評価の話とは別の話なんですけど、もう少し家庭教育っていうところに重点を置いて、変な言い方ですけど、未就学の部分でどれだけ学校教育を理解してもらおうかということをやっていないと、6歳になっていきなり学校というものががんと現実的に入ってくるんですね。それは保護者もそうなんだという形なんです。ものすごく今の保護者って、学校がどうなんだろうという恐怖感を持ちながら、学校を迎えるという形になっているんじゃないかと思うんですね。核家族化しているから子育てが手探りという状態もあるんですけども。

だからそういうことを踏まえた上で、そこに行くまで、学校に来るまでの間にいかに学校というものをわかってもらうかとか、家庭の教育としてかかわっていくかとかというアプローチをしていかないと、ここから先は学校、教育委員会です、ここから先は違いますというようなやり方をしていると、もうだめなのかなと。

学校を知ってもらった上で学校に来てもらうというやり方をしていかないと、これから先は理解が得られないっていうことですよね。子どもたちは学校でキャリア在り方生き方教育とかいろんなことをやっているけど、その子どもたちが全員がうちに帰ってそれをするかといったら、話すかといったら、そういうわけではないですし、そうするとせっかく学校でやった教育の効果が家庭で打ち消されてしまうという可能性が高いわけですよ。

だから、どこまで伝えられるかはわからないですけども、そういうアプローチの仕方一つの手段として考えていかなきゃいけなくなってくるかなと。これはあくまでも単なる感想として。

【渡邊教育長】

今のお話は、一つは学校の取組状況についてもう少し保護者内に発信する機会がまだ不足して

いるんじゃないかということのお話と、もう一つは就学前の子どもたちのことですか。

【小原委員】

要は学校が何をやっているかというのは、保護者って余り知らないっていうのが現実であって、子どもたちは行って帰ってくるという、時間的に学校に行って学校へ帰ってくるという時間の感覚でしかないので、学校でどんな教育をやっているかというところはなかなか保護者が理解していない。

【渡邊教育長】

それは今現在在籍しているお子さんですね。

【小原委員】

それともう一つあるのは、それが未就学の時点で学校というものは何、どういう教育をしているんだというのをあらかじめ知っておいてほしいというところなんです。それがわかった上で学校に来てほしいなというところなんです。だから、今就学している保護者に対してと、これから就学する保護者に対してという両方のアプローチになるんですけど、ウェイトとしては、これから就学するというか、未就学ですね、今ね。の保護者に対して何らかのアプローチをしていくというのが一つの手段だなと思っています。

【渡邊教育長】

一番目の課題については学校に対してもう少し「社会に開かれた教育課程」というキーワードもあるわけですので、学校の様々な機会を通じて、保護者などに情報を伝える努力をしていくようにしていきましょうという投げかけができるんでしょうけど、2番目の課題について、今ここで未就学、就学前の子どもたちの学校に対する理解をどうするかというのは、どんな機会があるのかなというところが難しいかなと思うんですけどね。

【吉崎教育長職務代理者】

だから例えば体験入学とかね、行ってね。幼稚園と保育園に行っている子が何日か学校に体験に来るとかね。横浜がやっているスタートカリキュラムですよ。だから、何か月間はクラス担任をしないで移動させてやって、なれたところでうまくクラス配置するんですけどね。スタートカリキュラムというんですけど、横浜の場合は、ただこの場合は体験ですよ。体験で入っていただいて。だから、アメリカなんかはあるんですよ、それが。プリスクールって言って。幼稚園じゃなくても学校のゼロ学年というか。なれるための学校があるんですね。

だから川崎も何かそういうスタートカリキュラム的な入ったときの問題と、入る前の段階の体験的な。よく我々だって職場でインターンシップって言うじゃないですか。子どももインターンシップで学校に来るというか、そういう学校になれるというか。一番大事なものは親なんだけどね。

何かそういう試みもあっていいのかもしれないし。やっているのかなと思って、学校によっては。

【渡邊教育長】

学校単位ではありませんよね。

【古内企画課長】

そうですね、学校単位で。あと今川崎の地域ケアシステムは、老人だけではなくて、もう生まれた年からゆりかごから墓場までを標語にする中では、区役所の見守り地域支援センターの中では、教育委員会の担当者もいて、幼保と小の連携というようなことを標語にしながら事業進捗を図っている場合もあるんですが、どちらかという、何か問題を共有しましょうという、どうしてもアプローチなんで、小原委員の言うように、一般的にどんな子もという感じではないんですね。今のところは。

【小原委員】

例えば市民館とかで、未就学の保護者対象にいろいろ講座とかやっているじゃないですか。例えばああいうところに共生共育プログラムとか、そういうものを入れてくるとか、何かそういう、遊びに近いというわけではないですけども、そんな感じのことを入れていて、それが現実学校に行っても同じプログラムがあるという状況にしておくとか。

【外山企画課担当係長】

今、子ども未来局の保育士さんのほうが本市小学校でやっている共生共育プログラム、こちらのほうにいろいろ興味をいただいておまして、教育改革推進担当と保育士さんといろいろ連携しながら、もしかしたら保育園でも保育園版の共生共育はできないかというようなことを今模索をしているというふうにお伺いしています。

【小原委員】

あとはもう保護者が学校というものをどういうふう理解するかという、やっぱり説明というわけではないんですけど、感じてもらうという機会をつくらないと、かなり難しいのかなと。ゼロ歳から保育園もしくは幼稚園というところでも、ものすごくわからないなりに努力をして、知ろうとしてくるんですね。だから同じように小学校もわからないなりに努力して知ろうとしてきますから、そこに行ったときに、単なる学校の入学の説明会で初めて知りましたとかっていうことではなく、学校の何となく形というわけではなく、考え方というのをあらかじめ知っていただいて、学校に来るとい、何かしらやっていかないと、何ていうの、本当にさっき言ったとおり小学校からスタートですというところはちょっともうやめたほうがいいのかなと思います。

【古内企画課長】

観点として。

【小原委員】

ただ難しいですよ。それは。

【渡邊教育長】

一小学校に対してさまざまな幼稚園、保育園、数があるわけなので、簡単に例えば小学校から中学校のような一つの区域での連携というものは簡単にはできないんでしょうけれども、ただ先ほど課長のお話があったように、幼保小の連携の枠組みはこれまでもつくられてはきているので、いきなり子どもというわけじゃないでしょうけど、指導者がお互いに小学校に上がる前にどういう体験をしてきているんだろうとか、そういうふうなことに意を向けるというのは大変大事だと思いますし、今後社会に開かれた教育課程のキーワードのもとで、社会というものを幅広く捉えて、縦の関係でも小学校は小学校だけじゃなくて、就学前から次の中学校に至るようなところまで考えながら教育活動が行われるようになっていくと、場が持てるのかなという感じがしますよね。

ちょっとここだけでは議論が尽くせない話なので、このあたりまでにしておきたいというふうに思いますけれども。

それでは、ただいまの報告事項No. 3についてでございますが、こちらは承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認いたします。

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、池之上庶務課長が説明した。

報告事項 No. 4は承認された。

報告事項 No. 5 平成28年度川崎市一般会計教育費の歳入歳出決算について

【渡邊教育長】

続きまして、「報告事項No. 5 平成28年度川崎市一般会計教育費の歳入歳出決算について」でございます。説明を庶務課長にお願いいたします。

【池之上庶務課長】

平成29年第3回市議会定例会に提出いたします、平成28年度一般会計歳入歳出決算日程についてから、教育費の歳入歳出決算につきまして、御報告申し上げます。御説明に当たりましては、教育費に係る歳入決算につきましては、「平成28年度川崎市一般会計歳入歳出決算事項別明細書」から抜粋いたしました資料1により、また教育費の歳出決算につきましては、「平成2

8年度主要施策の成果説明書」から抜粋いたしました資料2により、御説明申し上げます。

なお、これらの資料は地方自治法第233条の規定に基づき決算について議会の認定に付するに当たり、提出する書類となっております。

それでは、「資料1 平成28年度川崎市一般会計歳入決算事項別明細書」により、教育費に係る主な歳入につきまして、予算現額と収入済額との比較を中心に御説明してまいります。

それでは、資料1の11ページをお開きください。中段の14款、使用料及び手数料でございます。ページをおめくりいただきまして、13ページ中段の1項8目、「教育使用料」は高等学校授業料、青少年科学館及び日本民間園の使用料等でございます。予算現額5億1,923万円に対しまして、収入済額は、5億49万3,700円で、1,873万6,300円の減となっております。主な要因といたしましては、青少年科学館の入場者数が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に17ページをお開きください。中段にございます2項10目、「教育手数料」は、中高一貫教育校の入学選考料及び高等学校の入学料などでございます。予算現額1,250万1,000円に対し、収入済額は、1,214万7,850円で、35万3,150円の減となっております。これは、主に中高一貫教育校の入学選考料の減によるものでございます。

次に19ページをお開きください。15款、国庫支出金でございます。一番上の段の1項3目、「教育費国庫負担金」は予算現額、4億2,314万1,000円に対し、収入済額は6億9,490万5,800円で、2億7,176万4,800円の増となっております。これは、主に義務教育施設整備に係る国庫負担金の認証増によるものでございます。

次に、23ページをお開きください。上段にございます2項11目、「教育費国庫補助金」は、予算現額54億7,910万1,000円に対し、収入済額は10億743万6,811円で、44億7,166万4,189円の減となっております。これは主に給食センター整備に係る一部事業を翌年度に繰り越したこと並びに義務教育施設整備に係る国庫補助金の認証減及び一部事業を翌年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、33ページをお開きください。下段の17款、財産収入でございます。ページをおめくりいただきまして、1項1目、財産貸付収入の7節、「教育費財産貸付収入」でございますが、これは主に、生涯学習プラザの貸付に対する生涯学習財団からの土地・建物の賃貸料収入でございます。予算現額5,463万2,000円に対しまして、収入済額は5,470万6,696円でおおむね予算どおりの収入となっております。

次に、41ページをお開きください。下段の21款、諸収入でございます。47ページをお開きいただきまして、中段の3項7目、「教育費貸付金収入」は、予算現額1,761万7,000円に対しまして、収入済額は1,574万5,300円で、187万1,700円の減となっておりますが、これは大学奨学金貸付金の償還が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、51ページをお開きください。上段の6項8目、雑入でございますが、下段にございます13節、「教育費雑入」は、教員宿舎の家賃や博物館施設における講座受講料、市立図書館等の複写機利用収入など、多岐にわたっておりますが、予算現額6,113万3,000円に対しまして、収入済額は5,410万9,314円で、702万3,686円の減となっております。

次に、22款、市債でございます。55ページをお開きいただきまして、中段にございます、1項12目、「教育債」は予算現額297億8,300万円に対しまして、収入済額は130億4,

700万円で、167億3,600万円の減となっております。これは、入札効果による事業費の減及び一部事業の翌年度への繰り越しなどによるものでございます。

以上、教育費に関する主な歳入決算について御説明申し上げます。

続きまして、歳出決算につきまして「資料2 平成28年度主要施策の成果説明書」により御説明申し上げます。

はじめに、2ページをお開き願います。一番上の段に、教育費の歳出決算の合計を記載しております。予算現額682億9,186万7,079円に対しまして、支出済額は、457億481万9,614円、翌年度繰越額が182億4,599万3,000円で、不要額は43億4,105万4,465円となっております。不用額の主なものといたしましては、義務教育施設整備費等の施設整備経費における入札効果による事業費の減などとなっております。

それでは、事業別の決算につきまして御説明申し上げます。はじめに、2ページの中段にございます、1項5目教育指導費の1段目、「キャリア在り方生き方教育推進事業」でございまして、子どもたちの社会的自立に向けて必要な能力や態度を成長段階に応じて系統的・計画的に育むため、「キャリア在り方生き方教育」の実施に向けた取組を推進したところでございまして、予算現額は564万6,000円、支出済額は423万6,604円で、不用額は140万9,396円となっております。

続きまして、その2段下、「児童生徒指導事業」でございまして、予算現額は1億6,403万5,000円、支出済額は1億5,946万1,492円で、不用額は457万3,508円となっております。主な内容でございまして、スクールカウンセラーの配置等を行うとともに、各区に一名以上スクールソーシャルワーカーを配置し、社会福祉等の専門的な見地から課題を抱える児童生徒への指導を充実させました。

また、「共生*教育プログラム」を全校で実施し、いじめ不登校を生まない環境づくりと早期対応の取組を推進したところでございます。

続きまして、その一番下、「児童支援コーディネーター専任化事業」でございまして、小学校79校において児童支援コーディネーターの専任化を図り、障害の有無にかかわらず一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を充実させたところでございまして、予算現額は1億3,189万1,000円、支出済額は1億3,047万100円で、不要額は142万900円となっております。

次に、4ページをお開きください。一段目、「読書のまち・かわさき事業」でございまして、学校図書館の充実に向けて常に人がいる環境づくりのため、小学校14校にモデル的に学校司書の配置などを行ったところでございまして、予算現額は3,178万3,000円、支出済額は3,160万1,530円で、不用額は18万1,470円となっております。

続きまして、その3段下、「魅力ある高校教育の推進事業」でございまして、新たに定時制生徒の進学や就職に向けた支援員を配置する自立支援事業を実施したところでございまして、予算現額は544万3,000円、支出済額は452万9,752円で、不用額は91万3,248円となっております。

続きまして、下段7目、総合教育センター費の3段目、「外国語指導助手配置事業」でございまして、ALTを配置し、積極的に外国人と英語でコミュニケーションする児童生徒の育成を図ったところでございまして、予算現額は3億754万6,000円。支出済額は3億753万2,

160円で、不用額は1万3,840円となっております。

次に、6ページをお開きください。上段の「習熟の程度に応じた指導推進事業」でございますが、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の充実に向けた、より有効な指導形態や指導方法の研究を進めておりまして、予算現額は82万8,000円、支出済額は55万9,087円で、不用額は26万8,913円となっております。

次に、8ページをお開きください。上段5項2目、特別支援教育諸費の2段目、「医療的ケア支援事業」でございますが、小学校・中学校等を対象に医療的ケアが必要な児童生徒に対し、看護師による支援を定期的実施し、保護者負担の軽減を図るもので、訪問回数を週2回に拡大したところございまして、予算現額は2,166万9,000円、支出済額は、1,276万9,550円で、不用額は889万9,450円となっております。

続きまして、下段6項2目、社会教育振興費の3段目、「民間連携推進事業」でございますが、子どもの泳力向上に向けて地域の教育資源であるスイミングスクール等と連携して、泳ぎが苦手な子どもを対象に水泳教室を実施したところございまして、予算現額は1,061万9,000円、支出済額は1,019万942円、不用額は42万8,058円となっております。続きまして、最下段の「地域の寺子屋事業」でございますが、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の寺子屋を市内30か所に拡充して開講したところございまして、予算現額は3,279万9,000円、支出済額は2,388万2,015円、不用額は891万6,985円となっております。

次に、12ページをお開きください。上段の「中学校給食推進事業」でございますが、安全・安心で温かくおいしい中学校完全給食の実施に向け、市内3箇所の学校給食センターの整備を実施したほか、東橘中学校及びはるひ野中学校は小中合築校方式、犬蔵中学校及び中野島中学校は自校方式で、4校において完全給食を開始したところございまして、予算現額は37億7,544万円、支出済額は8億1,856万6,729円、翌年度繰越額は28億4,538万円で、不用額は1億1,149万3,271円となっております。

次に、8項1目、義務教育施設整備費の、「校舎建築事業」でございますが、予算現額は70億4,086万3,279円、支出済額は51億4,202万268円、翌年度繰越額は12億859万1,000円で、不用額は6億9,025万2,011円となっております。主な内容といたしましては、新川崎地区及び小杉駅周辺地区における小学校の新設に向けた取組を推進したほか、久末小学校の改築、児童生徒の急増に対応するための古川小学校等の増築などございまして、学校施設の計画的な整備を行っております。

次に、14ページをお開きください。上段の「義務教育施設整備事業」でございますが、予算現額は280億9,829万7,800円、支出済額は115億1,192万4,713円、翌年度繰越額は141億9,202万2,000円で、不用額は23億9,435万8,087円となっております。

主な内容といたしましては、学校トイレの快適化やエレベーターの整備など、安全で快適な学校整備を計画的に進めております。また、学校施設の教育環境の改善と長寿命化の推進により、財政支出の縮減を図る「学校施設長期保全計画」に基づき、既存校舎等の改修による再生整備と予防保全を推進したところでございます。

以上、歳出決算につきまして御説明申し上げましたが、資料の1ページには教育費全体の概要

を説明してございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で、報告事項の「平成28年度一般会計教育費の歳入歳出決算」につきまして、御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

【渡邊教育長】

説明、以上のとおりでございます。

平成28年度の施策を歳入歳出面から改めて捉え直すような形になるかと思いますが、何か御質問などございましたら、お願いします。

【濱谷委員】

いいですか。

【渡邊教育長】

はい、濱谷委員。

【濱谷委員】

この、歳出の、今、説明受けたんですが、予算額に対して、支出額が大体少なくて、残っているというのが、来年度に繰り越して、来年事業やるっていうのがすごくいいなと思うんですけど、不用額っていうのは、余りにも多いような気がするんですけど、これはこれでいいんですかね。

【大島庶務課経理係長】

特に、整備事業がすごく大きなところを占めているんですけども、今後の予定価格として、入札にかけたタイミングで、90何%という形の落札率というものが大きくなっておりますので、そのあたりを見ていただきますと、1割までは残っていないかなといったところになっておりますので、おおむねそのような形かなというところにはなっていると思います。

【濱谷委員】

何となく。

【大島庶務課経理係長】

桁が大きければですね、不用額が大きくなるかと思うんですけども。

【濱谷委員】

施設設備のところは入札で、そういうのはわかるんですけど、例えば寺子屋事業とか、いろいろのところも全部余っているじゃないですか。そういうところは、もうちょっと先生をふやすとか、例えば金額をちゃんとするとか、何かできなかったのかな、みたいなふうにちょっと思うんですけど。

【大島庶務課経理係長】

このくらいでいきますと、そういった予算上は35か所開設できればということで、全て4月から開設できるようにということで予算化はしているところではあるんですけども、なかなか地域に開設するところがどこまでできるかなというところもありまして、結果的には30か所開設することになったのと、継続しているものは4月からできますので、しっかり満額で執行していただいているんですけども、年度の途中からになりますと、年度の頭からの満額というわけにはまいりませんので、そういったところで少し不用が多くなってしまいうということに、見えているところでございます。

【池之上庶務課長】

どうしても委員が御指摘するように、予算現額に対して支出済額は役所の事業の性質上、通常、今、寺子屋の事業の説明でありましたけど、4月開始を基準に考えていきますと、予算が足りないということにならないよう、大きなところでは、やはり事業費がもともと見積額と実際の執行額の差が出てまいりますので、どうしてもこういう状態にはならざるを得ない都合はあるのですが、なるべくその乖離は少ない形が望ましいのが現状ではございますけれども、一定程度のこういう不用額が出てくるのは、役所の事業遂行上の性格も少しあるのかなと感じています。

【濱谷委員】

マイナスになるってことはないんですね。

【池之上庶務課長】

マイナスになるときは別な状況からですね。

【大島庶務課経理係長】

予算の性質上なんですけれども、歳入というのが予算を超えて収入しても構わないというのが、法律上もあるんですけども、歳出につきましては、予算を超えて支出すると大変になってしまうので、予算現額を超えて支出してはならないってことが、規制として行われるようになっておりますので、なので必ず不用額は出るようになります。

【濱谷委員】

それより、絶対に。

【大島庶務課経理係長】

っていうのが、マイナス比でのゼロ以上の数字が置かれるようになっているという仕組みになっております。

【小原委員】

ちょっと一ついいですか。

「学校教育施設整備事業」で、14ページのところですけど、例えばの話ですけど、これだけ

不用額というか金額が見えてくるじゃないですか、そうすると、学校トイレ環境整備事業費とかかっていうところで、前倒して実施をすることかかっていうことはしないんですか。

【大島庶務課経理係長】

タイミング等もございまして、年度の頭に入札結果が出ていれば、余ったお金は当然教育委員会が勝手に使ってというわけではないんですけれども、そこは財政局等と相談しながら使っていくってことになれば執行することは可能で、やることもあるんですけれども、どうしてもトイレなどの整備するタイミングが夏しかなかったりというところというのがあると、そのタイミングで不用額これだけ出たとなっても、次に工事できるタイミングがいつだろうというのもあるって、なかなかうまくいかないところもあったりするところで、できる範囲はいろいろと調整をしながら進めてはいるものの、できる場所があった場合に、このような形で一定の不用額が出てしまっているといったところになってございます。

【小原委員】

せっかく入札をかけて計画が大きく、で、それなりに予算に幅が出るとか。そういうふうに使わないで終わりましたっていうふうにするのはかなりもったいないですよ。

【大島庶務課経理係長】

それは、そうなのですけど。

【小原委員】

せっかく予算をとってきて、きちんと努力をして予算より少ない金額で事業ができるっていうふうになったらいいです。余ったものをそこへ一個でもいいからとかっていう感じで進めていかないと、毎年毎年確実に5校なら5校とか、10校なら10校とかっていうところしか絶対やりませんよっていう答えにしかならないはずですよ。これ、結構悲しいですね。せっかく余っているのに。

わかりました。ありがとうございます。

【中村委員】

2件お伺いしたいんですけれども、まず濱谷委員の御質問でわかったのは、予算に対して支出は1割ぐらい少ないものが行政の一般的な考え方だということですよ。ということは、これが不用額と書かれているけれども、来年「不要なのね」って減らされることはないわけですよ。

【大島庶務課経理係長】

そうですね、はい。

【中村委員】

あともう一点なんですけれども、例えば6ページに習熟度別の何とかが書いてあるんです。こういうのってすごく大事なことだと思うんですが、少なかったっていうようなことなんですけ

れども。で、どのページも右側に事務事業実績効果等の説明が書いてあって、効果だからやったことしか書けないものか、それとも実は今回はここまでしかできなかったけれど、来年はこういうふうにやりたいからもっとお金頂戴みたいな書き方っていうのはできないものなんですか。

【大島庶務課経理係長】

こちら自体の様式の仕組みというのがありまして、あくまでもその当該年度の主要な施策についての成果の説明という形で御用意している決算に附属する書類ということになっているところがございまして、引き続きこれを踏まえまして、予算を要求していく中では、こうした決算を踏まえてということで、このステップを上げていくよというようなところとかも含めて、市の中でもレビューというような形で、市長の前でも含めてこういった施策がありますというような話をしたりとか、ほかの報告とかでもあったと思うんですけども、教育プランであるとか、総合計画みたいなのとかというところで計画の中に位置づけていく中で、あくまでもこの年だけをこの金額だけよりも、当然その後ふえていくというような形の計画の裏づけになる財源ということで、引き続き進めていくところにはなっておりますので、今回、すみません、この書類上でいきますと、今年の決算という形になってしまっているの、ここまでしか書けないところであるのですけれども、こうした機会をとらまえながら、どのような形で施策を展開していくかということは極力調整はしていくという形になってございます。

【中村委員】

ここでは、書けない。

【大島庶務課経理係長】

すみません。申し訳ありません。そういう仕組みになっておりまして。

【渡邊教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告事項No.5について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.5は承認いたします。

【渡邊教育長】

それでは、このあたりで少し休憩を入れたいと思いますので、あの時計で35分からでよろしいですか。室内のあの時計で35分から再開したいと思いますので、お願いいたします。

(16時25分 休憩)

(16時35分 再開)

報告事項 No. 6 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について

【渡邊教育長】

それでは、会議を再開いたします。

「報告事項No.6 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について」でございます。説明を生涯学習推進課長をお願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、「報告事項No.6 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況」につきまして、御報告申し上げます。

はじめに、生涯学習財団の概要につきまして、お手元の冊子「2017年度 要覧」によりまして御説明申し上げまして、その後、資料のNo.6について、御説明をさせていただきます。

それでは、「要覧」のまず1ページをごらんいただきたいと思います。冒頭に記載がございますとおり、川崎市生涯学習財団につきましては、平成2年に設立されました「財団法人川崎市生涯学習振興事業団」が前身となっております。その後、ページの中ほどになりますが、「財団法人川崎市博物館振興財団」を統合いたしまして、平成17年に新財団として「財団法人川崎市生涯学習財団」を設立し、さらに下の段落の二つ目の段落のところになりますが、平成24年4月1日に「公益財団法人」へ移行したところでございます。

それでは、2ページをお開きください。2ページの下の各行をごらんいただきたいと思います。生涯学習財団の「目的」でございますが、定款の第3条にございますとおり、「川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与すること」とされております。

続きまして、事業の概要を御説明いたしますので、7ページをごらんください。

「Ⅰ 事業の目的」、「Ⅱ 事業の基本的な考え方」に続いて、Ⅲからが具体的な事業の記載になっております。公益財団法人への移行に伴いまして、財団が実施する事業は「公益目的事業」と「収益事業」の二つに区分されておりますので、始めに「Ⅲ 公益目的事業」から御説明をいたします。

「1 生涯学習に関する学習機会及び情報の提供並びに活動支援事業」につきましては、市からの補助金により実施する事業でございます。「(1) 生涯学習に関する学習機会提供事業」といたしまして、「①かわさき市民アカデミー協働事業」、「②青少年地域間交流事業」、8ページにまいりまして、「③キッズセミナー」、「④子ども陶芸教室」、「⑤生涯学習プラザ施設提供事業」を行っております。

次に、「(2) 生涯学習に関する活動支援事業」でございますが、「①シニア活動支援事業」とし

て、「ア）生涯学習ボランティア養成講座」、「イ）生涯学習ボランティアの活動支援」、飛びまして、「エ）市民アカデミー地域協働講座」の実施等を行っております。

次に、「(3) 生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業」につきましては、「①生涯学習情報の収集並びに学習相談」、9ページにまいりまして、「②生涯学習情報誌による情報提供の継続」として、「ステージアップ」という情報誌を発行しています。「③インターネット等ICT活用による情報提供の継続」としましては、ホームページでの生涯学習情報の提供。講座・イベント情報検索システムの活用による利便性の向上。メールマガジンの登録・配信を行っております。

公益目的事業の「2 生涯学習関連施設管理運営事業」でございます。表にございますとおり、大山街道ふるさと館と、子ども夢パークの指定管理をそれぞれNPO法人与共に受託しております。

なお、平成27年度まで受託しておりました、青少年の家については業務が終了となっております。

続きまして、10ページをごらんください。公益目的事業の「3 生涯学習活動及び情報に関する運営管理受託事業」でございます。「(1) 青少年育成事業」として、「寺子屋先生養成講座」を、また「(2) 生涯学習情報提供事業」を市から受託実施しております。

以上が「公益目的事業」となります。

次に、収益事業についても説明いたします。「IV 収益事業」につきましては、財団が独自に自主財源を確保し実施する事業でございます。「1 生涯学習に関する多彩な体験講座事業」として、「(1) スポーツ教室」、「(2) 文化教室」、「(3) 陶芸教室」を実施するとともに、「2 生涯学習関連施設職員研修事業」として、「放課後子ども総合プラン職員資質向上研修事業」をこども未来局から受託実施しております。

事業の概要につきましては、以上でございます。

それでは、お手元の資料の報告事項No.6の資料のほうにお戻りをいただけますでしょうか。それでは、生涯学習財団の経営状況について、御説明申し上げます。

「1 法人の概要」についてでございますが、項番1の「設立年月日」から項番7の「所管部局」までは資料記載のとおりでございます。中段から「II 平成28年度の決算に関する書類」についてでございます。「1 事業の実績報告」といたしまして、平成28年度に実施いたしました各事業と、参加者数等の実績を記載してございます。

次に、3ページにお進みください。「2 貸借対照表」をごらんください。左から「科目」、「当年度」、「前年度」、「増減」となっており、「当年度」が平成28年度の決算額、「前年度」が平成27年度の決算額でございます。

1番左の「科目」と「当年度(A)」の列をごらんください。始めに、「I 資産の部」でございますが、「1 流動資産」と、「2 固定資産」をあわせた平成28年度の「資産合計」は下から5行目、4億5,101万8,018円でございます。

次に、「II 負債の部」でございますが、4ページをお開きいただきまして、「1 流動負債」と「2 固定負債」をあわせた28年度の「負債合計」は上から6行目、1億2,551万8,883円でございます。

次に、「III 正味財産の部」でございますが、平成28年度の「正味財産合計」は表の下から2

行目にございますとおり、3億2,549万9,135円でございます。したがしまして、「負債及び正味財産合計」は「資産合計」と同額の4億5,101万8,018円でございます。

4ページ中段からは、「3 貸借対照表内訳表」となっております。こちらはただいまの「貸借対照表」の28年度決算額を「公益目的事業会計」、「収益事業等会計」、管理運営に係る「法人会計」という区分をして内訳を記載しているものでございまして、5ページの表の最後の、「負債及び正味財産合計」の総額は4億5,101万8,018円となりまして、「2 貸借対照表」の「負債及び正味財産合計」と同額となっております。

次に、6ページにお進みいただいて、「4 正味財産増減計算書」でございます。「I 一般正味財産増減の部」ですが、まず「1 経常増減の部」につきましては、6ページ中段の「経常収益計」4億4,913万3,223円に対しまして、7ページ下から5行目の「経常費用計」が4億6,439万9,059円となっており、次の行の「当期経常増減額」は、1,526万5,836円のマイナスとなっております。

次に、「2 計上外増減の部」につきましては、8ページにお進みいただきまして、上から4行目「経常外収益計」と、上から11行目の「経常外費用計」がともにゼロ円となっており、「当期経常外増減額」はゼロ円となっております。したがしまして、「当期一般正味財産増減額」につきましては、マイナス1,526万5,836円となります。これが、いわゆる昨年度の赤字額でございます。

「一般正味財産期首残高」は1億4,076万4,971円となっておりますので、「一般正味財産期末残高」は、1億2,549万9,135円でございます。

「II 指定正味財産増減の部」ですが、表の下から2行目「指定正味財産期末残高」は2億円ですので、「III 正味財産期末残高」につきましては、3億2,549万9,135円となっております。

次に9ページにお進みいただいて、「5 正味財産増減計算書内訳表」になります。こちらにつきましても「貸借対照表」の内訳表と同様に「公益目的事業会計」、「収益事業等会計」、「法人会計」とに区分して内訳を記載しているものでございます。

11ページにまいりまして、11ページの中段から14ページにかけましては、「7 財務諸表に対する注記」について。

14ページにまいりまして、14ページ中段からは「8 財産目録」について記載してございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

次に、16ページをお開きください。「III 平成29年度の事業計画に関する書類」について御説明申し上げます。

「1 事業計画の概要」といたしまして、事業を推進する上で5つの基本的な考え方と、一行空けまして、「(1) 生涯学習に関する学習機会提供事業」、以下具体的な事業の内容を記載してございます。

なお、平成28年度まで受託しておりました、市民ミュージアムの学芸業務については終了となっております。

次に平成29年度の、「2 予算書」でございます。左から「科目」、「予算額」、「前年度予算額」、「増減」、「備考」となっておりますが、一番左の「科目」と「予算額(A)」の列をごらんください。はじめに、「I 一般正味財産増減の部」の、「1 経常増減の部」でございますが、「(1)

経常収益」につきましては、「ア 基本財産運用益」から「ク 雑収益」までで構成されておりまして17ページ上から10行目でございます「経常収益計」として、2億9,314万3,000円の予算額を見込んでおります。

次に、「(2) 経常費用」でございますが、「ア 事業費」と、「イ 管理費」をあわせた計上費用の合計額は、18ページにまいりまして、下から10行目の「経常費用計」として、3億300万8,000円を見込んでいます。したがって、当期経常増減額はマイナス986万5,000円の見込みとなっております。

下から7行目、「一般正味財産期首残高」が1億2,526万7,000円でございますので、「一般正味財産期末残高」は1億1,540万2,000円を見込んでおります。

「Ⅱ 指定正味財産増減の部」の「指定正味財産期末残高」は2億円でございますので、「Ⅲ 正味財産期末残高」は3億1,540万2,000円となります。

最後に19ページの「予算書内訳表」でございますが、こちらはただいま御報告申し上げた予算書を内訳表として再掲したもので、「公益目的事業会計」、「収益事業等会計」、「法人会計」というふうに区分して記載するものであります。

21ページの「Ⅲ 正味財産期末残高」の総計が3億1,540万2,000円となりまして、18ページの「2 予算書」の「Ⅲ 正味財産期末残高」と同額となります。

なお、これらの経常費用の50%以上が「公益目的事業会計」に当てられていることが公営財団法人としての条件となっておりますが、予算上では54%になる見込みでございますので、この条件を満たしていることを申し添えたいと思います。

以上につきまして、「公益財団法人 川崎市生涯学習財団の経営状況」の報告を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

説明は以上のとおりでございます。何か御質問などございましたら、お願いいたします。

【中村委員】

記憶がちょっと定かではないんですけども、私は公益財団法人の理事をしていて、公益営率を60%ぐらいに戻さなきゃいけないとか言われているんですけども、それは川崎では大丈夫ですか。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね、基本的には。

【中村委員】

50%でいいんですか。

【大島生涯学習推進課長】

50%を越えていけば公益財団法人としては一応大丈夫ということです。

公益の率が高ければそれなりに公益性が高いということになりますので、高いにこしたことはないということです。

【中村委員】

そういうことは特には言われていないと。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね。

【渡邊教育長】

ほかの委員さんかいかですか。よろしいですか。

【吉崎教育長職務代理者】

公益財団法人の役員を2つやっているんですけど、結構うるさいんじゃないですか。総務省の。どちらも入っていますが、私のところも。パナソニックのもですね。大体、これ大丈夫ですか。結構赤字になってません。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね。

【吉崎教育長職務代理者】

どこを見れば一番わかりますか。今年度赤字は。

【大島生涯学習推進課長】

今年度の赤字につきましては。

【吉崎教育長職務代理者】

いろいろ資料があるので、一目、どこを見たら単年度赤字になってますか。

【濱谷委員】

8ページですか。

【大島生涯学習推進課長】

8ページですね。8ページの下から数えまして、10行目ぐらいでしょうか、「当期一般正味財産増減額」、1,526万5,836円、これが赤字になっています。

【吉崎教育長職務代理者】

1,500万ぐらいの赤字ですか。

【大島生涯学習推進課長】

はい、そうです。

ちなみに、昨年度につきましては、約700万弱の赤字でしたので、昨年度28年度につきましては一昨年度に比べればほぼ倍の赤字額になっておりますが、こちらにつきましては補助金の削減であるとか、平成26年度まで受託しておりました、青少年の家の指定管理業務が28年度はとれなかったことであるとか、そういったこともございましたので、28年度当初から約1,100万円の赤字を見込んでいたところでもございました。

それに加えて、市民ミュージアムの学芸業務をとれなかったことによりまして、学芸員の退職金の一部追加支出をしなければいけない状況になりまして、それが約600万円ぐらい、追加の赤字の要因になっていること、あるいは電話設備の修繕のために急に200万円程度の支出があったことで、本来でしたら約1,900万程度の赤字が見込まれたところなんですが、そのほかの経費節減等で400万円ぐらいの収益を上げまして、今回のこの1,500万円というところの赤字という形で一応28年度はそういった額になっているところです。

【吉崎教育長職務代理者】

財団は大体2億円ですよ、予算は。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね。

【吉崎教育長職務代理者】

2億円ですか。全体の規模。

【大島生涯学習推進課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

1割ぐらいですか。赤字は。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね。たまたま28年度はその位になるはずですよ。

【吉崎教育長職務代理者】

大丈夫ですか、今後は。

【大島生涯学習推進課長】

そこは、もうやはり赤字は縮減をしていかなければいけないと考えております。

【吉崎教育長職務代理者】

もともと2億円で立ててますよね。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね。

【吉崎教育長職務代理人】

財産はね。今、財産どのぐらいあるんですか。

【大島生涯学習推進課長】

当期の、正味財産の、先ほど8ページの今、一番下になりますが、正味財産期末決算高が3億2,500万と。

【吉崎教育長職務代理人】

3億はあるんですね。

【大島生涯学習推進課長】

ということになります。

【吉崎教育長職務代理人】

まあ、しばらく大丈夫ということですか。

【大島生涯学習推進課長】

でも、余り安心はしてはいられないとは思いますが、黒字が出過ぎるという状況も公益財団法人としてはいかがということもありますので、収支が均衡するような形の運営というのが望ましいと。

【吉崎教育長職務代理人】

黒字に達した場合は、すぐ何に使うかが非常に重要になるんだけど。

【大島生涯学習推進課長】

そうです。

【吉崎教育長職務代理人】

結構赤字が出てるなあっていうのをちょっと、すぐに、今後大丈夫かなあという、そのような事業として回復できるのか、どの辺の見込みをお持ちなんですか。

【大島生涯学習推進課長】

例えば収益事業のほうも、若干力を入れてかなければいけないですし、ただ悩ましいのは収益自事業に力を入れますと、公益事業のほうの比率が落ちてしまうということもございますので、

市のほうで行っている事業の生涯学習財団へのお任せする部分をどうしていくかとか、そういったことも生涯学習財団とは一応すり合わせながら収支の均衡がとれるような運営というものを目指していきたいというふうに考えております。

【吉崎教育長職務代理者】

2つ私も入って、役員しているんですが、事業としてはどちらもとんとんやっているんですけども、人的な支援を親会社からもらっているんですね。この場合は人的な必要も全部この中で賄っているんですね。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね、基本的には。

【吉崎教育長職務代理者】

それは、結構お金としてはかかるんですね。

【大島生涯学習推進課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

事業以外の部分もね。

人件費って、最後の質問ですけど、人件費って全体の2億円の中のどのぐらいを占めているんですか。額で言うと。

常勤2名と、非常勤とあわせて全部で、結構いますよね。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね、6ページから7ページにかけまして、正味財産増減の計算書のうち、7ページのイの管理費の報酬であるとか、給料手当、ここが3,900万、あるいは100万円を。このあたりが人件費に相当するのかと存じます。約4,000万程度。

【吉崎教育長職務代理者】

4,000万だね。

【大島生涯学習推進課長】

そういうふうに言えるのではないかと思います。

【濱谷委員】

事業費のほうは違うのね。

【小原委員】

事業費の給与手当。

【濱谷委員】

カウントしてるのかな。

【小原委員】

カウントしたりしてるかな。

【濱谷委員】

公益とこっちと。

【小原委員】

公益事業と。

【濱谷委員】

だから、わけわかんなくなる。

【大島生涯学習推進課長】

私も会計の見方がよくわからず、なかなか説明がきちっとできないで、申し訳ございません。

【濱谷委員】

同じ人が公益の事業も収益の事業もやっているって、按分してやったりして、半分にわけたりするんですよ。

【吉崎教育長職務代理者】

わけてるね。

【濱谷委員】

なるべく、公益のほうに費用がいくように、上手に按分したりするんですよ。本当の人件費はどれを見ればいいのかわかんなくなっちゃうんですよ。このやり方だと。

【大島生涯学習推進課長】

後日財団のほうに、人件費的な部分が実質どれくらいなのかというのは、確認はしてみます。

【吉崎教育長職務代理者】

およそ、どれくらい。事業との割合でね、2億円ってどれくらいの人件費でなってるのかは、わかれば。ありがとうございました。

もう一つ、これ、すごい厳しいんじゃないですか。これ、総務省のほうのあれになるんじや、総務省っていうか、総理府のあれでしょう。公益財団は。

公益財団法人っていうのは、そういうふうっていうかあれでしょう。

【小原委員】

総務省。

【吉崎教育長職務代理者】

結構これ、厳しいでしょう。公益財団は。

何か言われてませんか。

【大島生涯学習推進課長】

いや、特段ありません。一応は、市は市の中で総務企画局の行政改革推進室から財団の経営状況等についてはいろいろ、チェックであるとか、そういったことはいっておりますので。

【濱谷委員】

市が認可した公益財団。

【大島生涯学習推進課長】

公益財団の手続は。

【吉崎教育長職務代理者】

総務省ですよ。

【濱谷委員】

おおもとはそうかもそれないけど。私なんか、栄養士会なんですけど、神奈川県から認可受けてるので、神奈川県からの調べが入るけど、国からの調べのほうは入らない、ですよ。認可受けたところから入るんですよ。

【大島生涯学習推進課長】

すみません、国や県のそういった監査といいますか、そういった状況については、ちょっと、今、情報がございませんので。

【濱谷委員】

川崎市かなと思います。看護師会とか皆川崎市から受けたっていうことなので。公益を。

【池之上庶務課長】

神奈川県です。

【濱谷委員】

神奈川県ですか。

【池之上庶務課長】

県をまたがっていると、総務省管轄に入るようなんですけど、一つしかないので神奈川県管轄となります。

【吉崎教育長職務代理人】

そういう、県をまたがっていない場合はいいんですか。そうですか。

【大島生涯学習推進課長】

一応、要覧の17ページの年表の中なんですけど、平成24年の3月のところですかね、神奈川県知事から公益財団法人の認定書が交付されるとの記載があります。

【吉崎教育長職務代理人】

ああ、そうなるのか。

【大島生涯学習推進課長】

県のほうからですね。

【吉崎教育長職務代理人】

全部総務省かなって思ってたから、すごいチェックうるさいっていうから、総務省のほうか。

【濱谷委員】

県がチェックに来るのですね。

【吉崎教育長職務代理人】

ああそうですか。そういう形もあるんだ。

【小原委員】

今、これが報告なんですけど、次年度のほうは、何か受託をしているものは受託ができなくて、また決算がかわってくるかそういうことはもうないんですか。

【大島生涯学習推進課長】

まず、27年度から28年度にかけては、青少年の家の指定管理業務がとれなかったこと、28年度から29年度にかけては、市民ミュージアムの学芸業務がとれなかったところがございます、大きな変動としては。

29年度から来年度、30年度にかけては、どこか指定管理の業務を募集しているところがあって、そこが生涯学習財団が手を上げていけそうなところであれば、そういったところに手を挙げてみたりとか、というようなことは考えられるかと思うんですが、今のところ今年度から来年度にかけて、大きな変化が予定されてますということは特段ありません。

【小原委員】

指定管理がとれないと、要するに予算が一気に崩れるんだね。

【大島生涯学習推進課長】

そうです。

【小原委員】

今の状態だったら、そういう指定管理っていうのは、もう基本的にはない状態。

【大島生涯学習推進課長】

先ほど御説明した大山街道ふるさと館と子ども夢パークの2施設です。

【小原委員】

そこは切りかえはいつごろなんですか。

【大島生涯学習推進課長】

要覧の9ページでございます。大山街道ふるさと館につきましては、来年度、31年の3月31日まで。子ども夢パークにつきましては32年度、33年3月31日までです。

【小原委員】

しばらく、そういう形で動きがないということですか。はい、わかりました。

【渡邊教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告事項No.6について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.6は承認いたします。

報告事項 No 7 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.7 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について」でございます。説明を健康給食推進担当課長にお願いいたします。

【北村健康給食推進室担当課長】

「報告事項No. 7 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について」、御報告いたします。

始めに、学校給食会の概要でございますが、保護者向けに学校給食会の事業を御理解していただくためのリーフレットを作成しておりますので、御手元のリーフレットの裏面をごらんください。こちらになります。

学校給食会は、安全・安心で良質な食材を安定供給し、学校給食の充実発展と円滑な運営を図り、成長期における児童、生徒の食生活に係る食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的として事業を運営している公益財団法人でございます。

事業内容といたしましては、主に給食物資の共同購入を行う調達事業と、給食物資に関する調査研究事業でございます。

また、この二つの事業を円滑に行うために普及奨励事業を行っております。給食物資の調達事業では、小学校113校、特別支援学校4校に加え、現在は中学校4校の統一献立で使用する肉や野菜、調味料等の給食物資の共同購入をしております。なお、中学校給食についてはセンター方式で本年9月から南部学校給食センターの対象校22校で、また12月からは中部学校給食センター対象校14校及び北部学校給食センター対象校12校において完全給食の提供を開始いたします。給食物資は可能な限り国内産を購入することや、食品の安全に関する情報収集や給食物資の細菌検査、理化学検査、残留農薬検査等を行い、給食物資の安全性確保に努めているところでございます。粹でかこっている、給食会の歩みの欄をごらんください。学校給食会は、昭和24年に任意団体として発足以後、昭和33年に財団法人となり、平成24年4月に公益法人制度改革に伴いまして、神奈川県知事の認定を受け、公益財団法人へ移行設立登記をしております。

それでは、「公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況」につきまして御報告申し上げます。報告事項No. 7と書かれた資料の1ページ目をごらんください。はじめに、「法人の概要」でございますが、公益財団法人川崎市学校給食会の設立年月日は平成24年4月1日でございます。なお、旧財団法人川崎市学校給食会の設立年月日は昭和33年5月1日でございます。所在地は川崎市川崎区宮本町6番地明治安田生命川崎ビル4階でございます。

次に、「平成28年度の決算」について御報告いたします。これから御報告いたします、各財務諸表につきましては公認会計士等の指導のもと、平成20年12月から施行された国の新公益法人制度下における公益法人会計基準に沿った財務諸表に整えております。

それでは、事業実績について御説明いたします。具体的な事業内容といたしましては、給食物資の共同購入と給食物資に関する調査研究でございます。平成28年度の給食物資の共同購入等の実績でございますが、給食人員は1日平均8万910人。給食実施回数は小学校、特別支援学校は年間183回、中学校は東橘中学校で年間165回。犬蔵中学校、中野島中学校、はるひ野中学校で45から46回。給食物資取扱額は31億179万3,364円でございます。また、給食物資に関する調査研究等の実績でございますが、給食物資食品加工工場の調査をはじめ、給食物資の規格衛生検査や学校に納入された給食物資の確認検査を実施し、子どもたちへ安全・安心で良質な給食物資を提供しております。

次に2ページをごらんください。「貸借対照表」でございます。本表の当年度(A)の欄をごらんください。I、資産の部といたしまして、1、流動資産と2、固定資産をあわせた資産合計は

3億7,276万7,942円となります。

Ⅱ、負債の部といたしまして、1、流動負債と2、固定負債をあわせた負債合計は、3ページをごらんいただき、1行目でございます、2億5,876万658円となります。

したがいまして、Ⅲ、正味財産の部といたしまして、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産合計は本表の下から2行目でございます、1億1,400万7,284円となります。

次に、「正味財産増減計算書」でございます。本表の当年度(A)の欄をごらんください。当該計算書は貸借対照表でございます、正味財産の増減をあらわす計算書でございます。Ⅰ、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部といたしまして(1)経常収益の計でございますが、31億7,781万2,650円でございます。経常収益の内訳といたしまして、保護者からおさめられる学校給食費の事業収益のほか、本市からの補助金や委託金、雑収益等でございます。

次に、(2)経常費用の計でございますが、4ページをごらんください。本表下から6行目でございます、32億5,648万2,450円でございます。経常費用の内訳といたしまして、給食物資代金のほか給料手当や衛生検査費等でございます。

次に、5ページをごらんください。2、経常外増減の部といたしまして、当期経常外増減額は486万7,693円の増でございます。したがいまして、当期一般財産正味財産増減額につきましては、本表の下から8行目でございます、7,380万2,107円の減となります。これに一般正味財産期首残高である、1億8,680万9,391円を加算した一般正味財産期末残高は1億1,300万7,284円となります。この一般正味財産期末残高にⅡ、指定正味財産期末残高の100万円を加えた正味財産期末残高は、本表の一番下の行でございます、1億1,400万7,284円となります。

次に、5ページから7ページまでに「正味財産増減計算書内訳表」を掲載してございます。当該内訳表は、給食物資に関する事業費の「公益目的事業会計」と管理的経費である、「法人会計」等を掲載したものでございますので御参照いただければと存じます。

次に、7ページから10ページにかけて、「財産諸表に対する注記」、「附属明細書」、「財産目録」を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

また、11ページには参考資料といたしまして、「平成28年度給食物資取扱高明細」を掲載してございますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

次に、「平成29年度の事業計画」について御報告いたします。12ページをごらんください。「平成29年度の事業計画」でございますが、給食予定人員は一日平均11万61人。給食予定回数は小学校、特別支援学校は年間183回、中学校は自校方式及び小中合築校方式は1、2年生年間160回。3年生、150回。センター方式では、1、2年生52回から103回。3年生48回から97回。給食物資取扱見込額は39億498万5,000円でございます。平成29年度につきましても、継続して給食物資の規格衛生検査等行いながら、安全安心で良質な給食物資を提供してまいります。

次に、13ページをごらんください。平成29年度の「予算書」でございます。本表の予算額(A)の欄をごらんください。Ⅰ、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1)経常収益の計でございますが、40億5,177万4,000円でございます。(2)経常費用の計でございますが、14ページをごらんください。40億5,177万4,000円でございます。

次に、15ページから16ページにかけて「予算書内訳表」を掲載してございますので、御参

照いただければと存じます。以上で公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況についての報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

説明は以上のとおりでございます。何か御質問などございましたら、お願いいたします。

【中村委員】

最初に御説明していただいた、こちらですと、3つの事業があるんですが、こちらは2つの事業になっているのは、なぜなのでしょう。この3つ目は余りなさらない。

【北村健康給食推進室担当課長】

一応こちら、奨励事業という部分につきましては、ここに書いてあるとおり、給食会便りの発行は毎月1回、各学校保護者向けに発行しておりますし、ホームページの公開と更新はやっております。予算の中では、この部分につきましては、こちらの経常費用のほうに普通の、ここですね、特にこれをどこかにわけるということではなくて、公益というところでその計上のほうに関連費ではないほうに、計上しております。

【中村委員】

1ページの1の事業報告が1にしかないので、本当はあったほうがいいのかないのかというの思っています。

【北村健康給食推進室担当課長】

ここの、分けのところですね。

【中村委員】

これをやるのであれば、大事なことだと思いますので、なさっていらっしゃるのなら、少し書いてあったほうがよかったですと思います。

【渡邊教育長】

はじめにこちらで説明がありましたので、この3つに対して。

【中村委員】

この2つしか。

【渡邊教育長】

資料のほうでは2つだけだということなので、あればあったらということですね。

【中村委員】

(3)として、そうですね。

【北村健康給食推進室担当課長】

次年度からは（３）として書かせていただければ、ぜひいいかなと思います。
ありがとうございます。

【小原委員】

２ページの貸借対照表の未収金、これの未収給食費の動きはどういう感じになってますか。

【北村健康給食推進室担当課長】

今回の未納金額的なものになりますと、こちらの表の（３）のその他固定資産のところがございます、過年度未収給食費ということで、１，１０９万７，９４５円と書いてあるんですが、これが大体実際の平成１９年度から２９年の３月３１日なので、平成２７年度までの未収金の相当額ということになります。

【小原委員】

これを抱えたままっていう状態。

【川上健康給食推進室担当係長】

こちらは、３月３１日時点の金額になっております。その後学校から、送金がございまして、最終的には１５０万程度です。

【小原委員】

２８年度は１５０万円ですか。

一つ教えてほしいんですけども、先ほどのこの未収金のところ、未収委託金というのが、意味がありますよね、これはどういう意味なんですか。

【川上健康給食推進室担当係長】

こちらは、３月３１日までに入ってきていない委託金ですけども、こちらは夢教育の事業ですね。

【北村健康給食推進室担当課長】

高齢者とのふれあい給食等の給食費になるんですけども、それはこの後から入るということで、一応この３月３１日時点ではまだ入っていない委託金となっております。

【小原委員】

そういうことですか。わかりました。

予算が別にしても、これから中学校の給食が絡んできますよね、この状況で、そうなったときに未収の金額がふえるかどうかというところはもうどうふうにお考えですか。

【北村健康給食推進室担当課長】

やはり約11万食となりますので。

【小原委員】

比例してふえると。

【北村健康給食推進室担当課長】

やはり、今の段階よりは、4校で未収金というのが出ていますけれども、28年度につきましては小学校と同様大体同率的なものは集金できておりますので、本当に99%以上が中学校でも、いただいております。ただ、これが52校に後プラス48校ふえるわけですので、やはり多少未納はふえていくのかなという推移はあります。小学校並みという言い方は変ですけども、学校と給食会と委員会と協力しながら未納者がいた場合には働きかけをしておさめていただくような努力はしてまいりたいと考えております。

【小原委員】

恐らく、小学校からそのままスライドして、学年が上がっていくわけですから、多分比例してふえていくんであろうというふうには思っているんですけど、給食会さんで債務の徴収をするっていうところに限界があるんじゃないかなとは思っています。

その辺は、これから先の話になってくるって形ですか。

【北村健康給食推進室担当課長】

給食会のほうで過年度に関する未収金については責任を負い、責任はいつも持っていますけれども、特に過年度分の徴収については力を入れていただいておりますが、給食会に徴収してもらってところで学校が何もしないということではございませんので、やはり過年度分をお預けしても、学校を通して督促状を渡していただいたりとか、もしかしたら振込ができなくて現金で学校に持って来られる御家庭もあると思いますので、そこは中学校のほうとも協力しながらやっていきたいと考えております。

給食会での未納対策として非常勤の職員を、中学校が始まりましたので、一名プラスして今年度から、小学校一名、中学校一名としました。かなり小学校に関しましても頑張ってください、未納金の回収率っていうのは年々上がっていますので、そこは頑張っていきたいと考えています。

【小原委員】

はい、わかりました。

【渡邊教育長】

ほかの委員さんはいかがでしょう。

それでは、ただいまの報告事項No.7につきまして、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.7は承認いたします。

1 1 議事事項Ⅱ

議案第38号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項のⅡのところに入ります。

「議案第38号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」でございます。説明を健康給食推進室担当課長にお願いいたします。

【古俣健康給食推進室担当課長】

それでは、議案第38号、(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更についてにつきまして御説明いたします。

始めに、1ページをごらんいただければと思います。平成27年10月14日に市議会で議決を受けた、「(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業」の契約の一部を変更するものでございます。変更内容は契約金額154億843万7,822円を152億5,858万6,753円に変更するものでございます。

めくっていただいて、2ページの「参考資料」の「2 変更理由」をごらんください。基準金利確定負の日物価変動に伴うサービス購入料の改訂を行うことにより、契約金額を変更するものでございます。

次に、変更内容について御説明をいたしますので、資料「(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業契約の変更について」の資料をごらんください。

契約の変更は事業契約書第71条第4項及び事業契約書別紙4-1の規定に基づき契約金額の改訂を行うものでございます。はじめに、「1 サービス購入料の仕組み」でございしますが、本事業における業務ごとのサービス購入料の構成は、設計建設業務のうち、一括払いのサービス購入料A、割賦払いのサービス購入料B、開業準備業務のサービス購入量C、維持管理運営業務のうち固定料金のサービス購入料で、変動料金のサービス購入Eで構成されております。

次に、「2 サービス購入料Bの改定について」でございしますが、「(1) 建設工事費デフレーターの変動に基づく改定」につきましては、設計・建設業務の内、建設工事業務費を対象としており、「建設工事費デフレーター 工事種別：非住宅(非木造)」に係る「入札時点の指標値」と、「建設工事着工日の属する月の前3カ月分の指標地の平均値」を比較し、1.5%以上の変動がある場合には、1.5%を超える部分の変動を支払額に反映することとしているところでございまして、今回、マイナス2.281%の変動があったものでございます。

2ページにまいりまして、「(2) 基準金利の確定に基づく支払金利の改定」についてでござい

ますが、支払金利は、基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利設定は、給食センター引渡日の2営業日前、南部では平成29年5月29日と規定しておりまして、今回マイナス0.370%の変動があったものでございます。

次に「3 サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定について」でございますが、サービス購入料D（固定料金分）と、及びE（変動料金分）については、「契約締結年度」と「支払い対象となる平成30年度の維持管理・運営の前々年度4月が属する年（平成28年度）の対象となる価格指数の年度平均指数」を比較し、1.5%以上の変動があった場合、対象となる費用の改訂を行うこととしているところでございまして、今回、改定の対象となる費用は、固定料金分の内、「運営費相当額（電気代相当分）」、「運営費相当額（ガス代相当分）」、変動料金分の内「電気代相当分の単価」及び「ガス代相当分の単価」であり、改定率は以下のとおりでございます。

3ページにまいりまして、「4 改定後の各サービス購入料及び契約金額」についてでございますが、先ほど御説明した、各サービス購入料の改定額は表のとおりでございまして、最終的に税込みで1億4,985万1,069円の減額を行うものでございます。

なお、本件につきましては、平成29年第3回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

以上議案第38号について御説明申し上げました。御審議のほどよろしく申し上げます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。何か御質問などございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。それでは、ただいまの議案第38号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第38号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

それでは、次は人事案件となりますので、教育委員、教育次長、総務部長、庶務課長を除きまして、ほかの方には御退出お願いいたします。

議案第39号 人事について

池之上庶務課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第39号は原案のとおり可決された。

議案第40号 人事について

広瀬教職員人事課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第40号は原案のとおり可決された。

12 その他

【渡邊教育長】

それでは、8月27日の教育委員会臨時会の傍聴人の定員についてお諮りしたいと思いますので、審議をお願いいたします。

平成30年度に市立学校で使用する教科用図書の採択を行うため、既に告示しておりますとおり、8月27日（日）午前10時から総合教育センター第一研修室にて教育委員会臨時会を招集いたしますが、その臨時会の傍聴人の定員につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、次回臨時会の傍聴人の定員について御説明をさせていただきます。お手元の資料で傍聴人規則を資料として御用意させていただいております。それを参考にしながら御説明します。まず始めに、日時会場でございますが、既に御承知のとおり今年度小学校で使用する道徳教科用図書の初めての採択があり、多くの方が傍聴にお見えになることが想定されております。8月27日日曜日午前10時から総合教育センター第1研修室とさせていただきました。当日総合教育センターの第一研修室、さらにはその前のロビーを活用いたしまして、傍聴席を用意する予定でございます。しかし、スペースに限りもあること、また非常時等の安全対策等も考えますと、お手元の資料の傍聴人規則第2条に基づきまして定員を180名と定めたいと思っております。

なお、当日午前9時の時点で定員を超えた場合は抽せんという形を考えております。9時の時点で定員を満たしていない場合は定員に達するまで先着順で受け入れを検討したいと思っております。

以上、教科用図書採択に係る臨時会について、傍聴人の定員につきまして御説明をさせていただきました。御協議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

まず、この件につきまして御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ただいまの事務局の案のとおり、8月27日日曜日午前10時から総合教育センター第一研修室にて教科用図書採択に係る教育委員会臨時会を招集するに当たり、傍聴人の定員を180名と定め、当日午前9時の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は抽せんとして、これにつきまして異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定をさせていただきます。

1 3 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了でございます。お疲れさまでございます。

(17時37分 閉会)